

特集 戦時性暴力—市民による審判へ

2000年女性国際戦犯法廷の意味



12
DECEMBER

●21世紀の日本再民主化を／
マニフェスト 山口二郎／川原 彰／小林良彰／杉田 敦
少年法改正問題をどう考えるか……小林道雄

＜統一時代＞の朝鮮半島と日本

黄哲暎／崔元植／康成銀／白樂晴／姜萬吉 ほか

2000年女性国際戦犯法廷の意味

90年代はじめ、半世紀にもおよぶ長い沈黙を破って、アジア各国の元「慰安婦」の女性たちが自らの被害体験を語り始め、日本政府に真相究明と公式謝罪、国家補償、責任者処罰を求めた。しかし日本政府は、93年に日本軍の関与を認めはしたものの、その法的責任については解決済みだとし、一貫して否定し続けている。



カット＝岡部哲郎

この10年の間に国際的な潮流も、戦争犯罪や重大な人権侵害については加害者の刑事責任を追及し、処罰する方向に変化した。国連によって旧ユーゴやルワンダ国際法廷が開かれ、この法廷ではじめて、これまで不処罰だった集団強かんなど戦時性暴力の加害責任者が有罪判決を受けるようになった。

今世紀最大規模の戦時性暴力といえる日本軍の「慰安婦」制度。高齢の被害女性たちは、「なぜ加害者は処罰されないのか」と問いながら、次々と亡くなっていく。彼女たちの訴えに応えるにはどうしたらよいのか。被害者たちの証言を聞き、日本政府の加害責任を問い、戦争犯罪をジェンダーの視点から問い直す大規模な試みが、数年にわたる準備を経て、実現しようとしている。2000年12月8日から12日までの5日間、東京で開かれる「日本軍性奴隷制を裁く女性国際戦犯法廷」である。

この「法廷」の主催者である国際実行委員会は、加害国日本の「戦争と女性への暴力」日本ネットワーク（VAWW-NETジャパン）、被害国6カ国（韓国、北朝鮮、中国、台湾、フィリピン、インドネシア）の支援団体、世界各地の武力紛争の問題に関わっている女性の人権活動家による国際諮問委員会の三者である。

日本国内からの提唱で、こうした試みが行われるのは、はじめてのことである。

■編集協力＝VAWW-NETジャパン

*VAWW-NET ジャパンの連絡先は
Tel/Fax.03-5337-4088, e-mail:vaww-net-japan@jca.apc.org
http://www.jca.apc.org/vaww-net-japan

特集
戦時性暴力
市民による審判へ

歴史と裁き

女性国際戦犯法廷をめぐって

高橋哲哉

民間法廷の試み

二〇〇〇年一月八日から一二日まで、東京で、「日本軍性奴隷制を裁く女性国際戦犯法廷」が開かれる。日中戦争から太平洋戦争にかけて、日本軍はアジア各地で大規模な性暴力を振るい、「慰安所」を設立してアジアの女性たちを性奴隷にした。そのサバイバーである元「従軍慰安婦」たちが、九〇年代初め、半世紀の沈黙を破って名乗りをあげ、日本政府に公式謝罪、国家補償、責任者処罰等を求めたが、日本政府は今日まで法的責任を一貫して否認している。国連人権委員会特別報告官によるクマラスワミ報告（九六年）、マクドゥーガル報告（九八年）等、責任者処罰や国家補償の必要を明記した国際社会からの度重なる勧告も、無視されている。

「日本軍性奴隷制を裁く女性国際戦犯法廷」の計画は、この状況を受けて、九八年春ソウルでのアジア女性連帯会議でVAWW-NETジャパン（戦争と女性への暴力）日本ネットワークにより提案され、各国の女性運動グループの賛同を得たものである。

「女性国際戦犯法廷」を主催する国際実行委員会は、加害国日本のVAWW-NETジャパン、被害国・地域（韓国、北朝鮮、中国、台湾、フィリピン、インドネシア）の支援団体、そして世界各地の武力紛争の問題に係わっている女性活動家たちによる国際諮問委員会の三者で構成されている。法律顧問として、国際人道法の権威であるテオ・ファン・ポーン教授（オランダ）、ロンダ・カブロン教授（アメリカ）がいる。法廷は、各国の法律専門家たちの助力を得て作成された「法廷憲章」に基づいて、第三国の法律家からなる首席

検事団、被害国・地域の法律家からなる検事団、「世界的に尊敬された」法律家からなる判事団、証人などで構成される。現在、法廷の準備は最終段階に入っており、関係各国・地域で、法廷に提出するための被害者や加害者の証言の聞き取り、資料発掘などの調査研究活動、ビデオによる記録、出版活動等が進められている。

99—歴史と裁き

いうまでもなく、この法廷はいかなる国家権力とも無縁な民間法廷であり、法的実効力をもたない。本来、日本政府が協力して法的実効力ある国際法廷が開かれれば理想的なのだが、目下のところそれが困難なので、次善の策として構想されたものである。その点でこの法廷は、六七年にバートランド・ラッセルの呼びかけで、ジャン・ポール・サルトルを議長としてスウェーデン、デンマークで開かれた「ベトナム戦争におけるアメリカの侵略と戦争犯罪を裁くための「ラッセル法廷」に似ている。サルトルはこのとき、ラッセル法廷は法的強制力をもたないが、法的強制力が前提する国家権力から完全に自由であることが、逆にラッセル法廷の「普遍性」と「正当性」の源泉になる、と主張した。事実、ラッセル法廷の「判決」が世界のベトナム反戦運動に与えた影響は無視できない。そこで採用された「ベトナム人民の民族基本権」という概念は、七三年のパリ停戦協定にも明記される結果となった。たしかに、「戦犯法廷」の判決は法的実効力をもつことが望ましい。しかし、法的実効力をもつためには、この法廷は単数もしくは複数の国家権力を前提しなければならな

い。「力なき正義は無力であり、正義なき力は横暴である。」「中略」だから、正義と力を同時に働かせなければならない。そしてそのためには、正しい者が力をもち、力ある者が正しいのでなければならない。人は、正しい者が力をもち、とすることができないので、力のある者が正しいとしたのである（パスカル）。このアポリアを見据えながら、「女性国際戦犯法廷」は、さしあたり強制力より「正義」の判断を明確にしようとするのである。

「法廷」の歴史的意義

「日本軍性奴隷制を裁く女性国際戦犯法廷」の意義はきわめて大きい。以下、その意義のいくつかに触れたい（順不同）。第一に、この法廷は民間法廷としてではなく、戦後日本（極東国際軍事裁判）の欠落を埋める意味をもつ。戦後日本では、日本の戦争責任を否定しようとする保守派の一部が、東京裁判を一方的な「勝者の裁き」として非難しつつ、東京裁判を「今日のその声は弱まるどころかむしろ強まっている。しかし、事実上はむしろ、この裁判は本来問うべき多くのことを不問に付したことによって、保守派の利益に合致していたのである。昭和天皇と天皇制の戦争責任、朝鮮・台湾等への植民地支配責任、七三一部隊、一六四四部隊等、中国大陸での人体実験を伴う細菌兵器の開発と実戦使用の責任、そして、「慰安所」において多数の女性を性奴隷にしたこと

98

●特集・戦時性暴力—市民による審判へ



高橋哲哉

の責任。これらは、本来「勝者の裁き」の枠内でも裁くことが可能であり、かつ当然裁くべきだったにもかかわらず、主として、日本占領政策に関して連合国内で圧倒的ヘゲモニーを握っていたアメリカの思惑によって、裁かれることなく終わったのである。

朝鮮・台湾の植民地支配については、裁かれなかったばかりか、軍属として捕虜の監視などに当たった植民地出身者が日本人として裁かれ、死刑に処せられた人々もいた。「慰安婦」問題についても、捜査の過程で日本軍による「強制売春」の証拠が挙がり、議論されたにもかかわらず、アメリカ側から「捜査に対する包括的な検閲と禁止が課せられた」という連合軍戦争犯罪捜査員（ジェイムズ・ゴッドウィン大尉）の証言がある。

日本軍性奴隷制は、「皇軍」すなわち天皇の軍隊のシステムであり、植民地とわけ朝鮮から動員された多数の女性が犠牲になった。「女性国際戦犯法廷」は、女性に対する軍事的暴力の裁きを通して、天皇制の戦争責任に迫り、植民地支配の実態の一部を明らかにしようとするのである。

第二に、加害者の裁き、すなわち責任の所在を公的に明示することは、被害者の尊厳が回復され、そのトラウマが癒されるための十分条件ではないとしても、必要条件である。日本軍性奴隷制のサバイバーたちは、ある意味ではホロコーストのサバイバー以上に、社会的孤立感に苦しめられる。被害者として名乗り出ることは、「汚れた女」という偏見に満ち

たかはし・てつや 一九五六年生まれ。東京大学大学院総合文化研究科助教授。哲学。著書に「デリダ」（講談社）、「戦後責任論」（同）、「記憶のエチカ—戦争・哲学・アウシュヴィッツ」（岩波書店）、「断絶の世紀—証言の時代—戦争の記憶をめぐる対話」（共著・同）など。

たスティングマ（社会的烙印）を押されることになりかねない。男権主義的性道徳を内面化している場合には、被害者自身が自分を責め、自暴自棄になってしまふことも多い。

中国・山西省に住む元「慰安婦」たちは、自らの受難の体験を社会化する回路をもちえず、戦後半世紀、深刻なトラウマ症状をそのまま抱えて生きてきた典型的な例である。彼女たちの娘や息子の多くが、幼少期に母（元「慰安婦」）から受けた不可解な暴力の傷を身体にとめていくのも、元「慰安婦」たちに強いられ沈黙がいかにかに深い孤独を伴っていたかを証立している。被害者のカム・アウトは、彼女たちが自らの記憶を社会化するプロセスが始まったことを意味する。加害者の責任が明示されて初めて、被害者が謂われなきスティングマや罪責感から、ひいてはそのトラウマから解放される可能性が出てくる。

ここで重要なのは、俗流ニヒチ主義の誘惑に負けて、裁きと復讐とを混同しないことである。裁きは原理的に復讐とは異なる。暴力の被害者がルサンチマンや怒りの感情を抱くことは理解できる。しかし、被害者感情から復讐行為に及ぶこと、法に基づく裁きを求めることは違う。復讐はさら

れ、「戦時中」のみならず「戦前」も含めて、「犯罪の行なわれた国の国内法に違反する」と否にかかわらずに、「すべての一般住民に対する殺人、絶滅、奴隷化、強制的移送、その他の非人道的行為、もしくは政治的・人種的・宗教的理由に基づく迫害」を含むとされた。

その後、この概念は、国連総会における「ニュルンベルク裁判所憲章」によって認められた諸原則の「確認決議」（四六年）、ジェノサイド条約の採択（四八年）、国際法委員会における「ニュルンベルク諸原則」の再確認（五〇年）、時効不適用条約の採択（六八年）等を通して定着し、国際人道法の発展において中心的な位置を占めるに至る。ドイツおよび西ヨーロッパで今日まで続くナチ戦犯追及の根拠となってきたのみならず、国連総会決議で南アフリカのapartheidヘイトに適用され（七三年）、東西冷戦終結後は旧ユーゴスラヴィア、ルワンダの紛争で設置された国際刑事法廷で主要な訴因となり、最近では、チリのピノチエト大統領に対する国際的追及の根拠ともされた。

問題は日本である。「人道に対する罪」は、東京裁判でも「通常の戦争犯罪」および「平和に対する罪」とともに審理の対象となったが、判決では「通常の戦争犯罪」と区別されず、厳格な適用は行なわれなかった。もし上記の定義を厳格に適用すれば、七三一部隊の人体実験やいわゆる「三光作戦」はもとより、カイロ宣言で非難された「朝鮮人民の奴隷化」や朝鮮人・中国人の「強制連行」、そして当然「性奴隷

制」としての「慰安婦」制度も裁かれねばならなかっただろう。戦後、東西ドイツは合わせて一〇万件以上のナチ戦犯容疑を自ら捜査し、六〇〇〇件以上の有罪判決を自ら下してきたが、日本ではただの一件も捜査されることがなく、ただの一人も裁かれたことがない。

日本政府に責任者処罰を勧告する報告書を出した国連人権委員会のゲイ・マクドゥーガルは、戦後ヨーロッパでは一貫して戦犯を裁くことに重点が置かれてきたのに、「アジア太平洋戦争では、同じように裁くべき残虐行為が犯されたにもかかわらず、これまでほとんど不処罰のままだった」と「何よりも不可解だった」と語っている。九四年に責任者処罰を求める告発状を東京地検に提出し、受け取りを拒否された韓国の元「慰安婦」たちを支える朴元淳弁護士も、「日本の戦争犯罪と人道に対する罪が、西洋における同じ罪とは異なった扱いを受けるべき理由を見つけることはできない。正義の女神に二つの顔があるわけではない」と述べている。

旧日本帝国による「人道に対する罪」が、今日まで不処罰（impunity）のまま持ち越されてしまったことの責任は、まず第一に日本の政府と司法に、そして第二にこの状態を容認してきた日本国民にあるが、その意味では、民間法廷にとどまるとはいえ、「女性国際戦犯法廷」がV A W W - N E T ジャパンの提案に発し、東京で開催されることの意味は小さくない（ただし、V A W W - N E T ジャパンには在日韓国人など、外国籍の会員も含まれている）。

日本軍性奴隷制は、「人道に対する罪」のみならず、奴隷制禁止の慣習国際法、ILO二九号強制労働禁止条約ほか、複数の「当時の国際法」に違反していたと指摘されている。しかし、「女性国際戦犯法廷」が「人道に対する罪」でも、有罪判決を出せば、東京裁判にもラッセル法廷にもなかったこととして、この罪がアジアで初めて女性に対する軍事的暴力に「適用」されることになる。レイプが「人道に対する罪」に独立の訴因として入り、実際にそれが適用されたのは、九〇年代に入ってから、旧ユーゴおよびルワンダの国際刑事法廷においてであった。「女性国際戦犯法廷」は、パングラデシユ、ビルマ、東チモール等、アジアの紛争で犯された大規模な軍事的性暴力を「人道に対する罪」とする認識の発展に、少なからぬ影響を与えるだろう。

国際人道法の「脱構築」

以上、「日本軍性奴隷制を裁く女性国際戦犯法廷」について、その歴史的意義を挙げたが、さらにその思想的意味について、若干の考察を試みたい。

「女性国際戦犯法廷」は、法の脱構築、国際人道法のデコンストラクションという意味をもつと考えられる。法の脱構築とは、法の他者、法から排除された他者との関係によって、法の「普遍性」の衣袋が剥ぎ取られ、その暴力性が暴露されることである。法の他者との関係における、法の「普遍

性」の徹底批判だと言ってもよい。「女性国際戦犯法廷」は、国際法の他者との関係において、既成の国際法を脱構築する。この場合、国際法の他者とは誰か？ 第一に、植民地支配を受けた人々である。もともと帝国主義列強諸国間の国際ルールとして出発した国際法が、とりわけその適用と運用において強烈な欧米中心主義に染まっていたことは、東京裁判においてアメリカを中心とする欧米諸国の利害によって、日本の植民地支配が問われず、アジア諸国の利害が十分反映されなかったことに表われている。オランダが行なったパタヴィア軍事裁判において、インドネシア人女性を「慰安婦」にしたケースを裁きながら、インドネシア人女性の受けた同じ被害をまったく裁かなかったのもこのためである。「女性国際戦犯法廷」は、日本の植民地であり、欧米列強の植民地であったがために、これまで国際法の外部に排除されていたアジア諸地域の戦争被害者を問うのである。

国際法の他者であったのは、第二に、女性であり、とりわけ「慰安婦」のように家長制社会の末端に追いやられていた女性たちである。古典的国際法では、女性の被害はその女性性を「所有」する男性の被害でしかなかった。「慰安婦」は、牛馬のように「軍事物資」扱いで移送され、「皇軍将兵への贈り物」として提供され、言葉も通じない異郷で奴隷状態に置かれ、生き延びても戦争が終わると捨てられ、捨てられ、万一故郷に帰ってもスティグマを恐れて沈黙を強いられ、歴史の表面から抹殺されてきた（歴史の他者）であ

り、まさに「サブアルタン」(Subaltern。原義は「従属民」)であった。「女性国際戦犯法廷」は、真の「サブアルタン」であった彼女たちの最も聞き取りにくい声、叫び、つぶやき、訴えに耳を傾け、それらを初めて法の空間に響かせようとする試みであり、その点で、従来の国際法の男権主義や、「慰安婦」犯罪の証拠を手にしながらこれを不問に付した東京裁判へのラディカルな批判を含んでいる。ジェンダー・ジャスティスの観点から、従来の国際人道法における「女性の不在」を徹底批判するのである。

さて、しかしながら、法の脱構築とはいったい何か？ 法の「普遍性」の徹底批判とは何か？ それは、これまで法の他者であった、植民地支配を受けた人々や女性、「慰安婦」といった人々に法の光を当てようとする。法の他者を法の前に召喚し、法の支配の下に取り込み、法の「普遍性」の下に包摂しようとする。これは、法の「普遍性」の批判と称して、実は、法の「普遍性」を確認することではないか？ 法の脱構築とは法の支配の貫徹に、法の「普遍性」の徹底強化に帰着してしまっているのか？ 「女性国際戦犯法廷」は、人権、正義、人間の尊厳といった理念とともに、それ自身が西洋起源の「法」の「普遍性」のイデオロギーを内在化させており、それ自身が西洋の世界化の運動の一部に他ならないのではないか？

たしかに、法の脱構築は、既成の法の徹底批判であると同時に、より他者へと開かれた法の再構築という意味では法の

「普遍化」のプロセスでもある。しかし、国際人道法の「普遍化」を、西洋中心主義や欧米の文化帝国主義（法帝国主義？）と等置するのは、短絡にすぎるのであろう。

第一に法の歴史的起源とその理念の射程を混同してはならない。国際人道法がヨーロッパ出自であり、「人道に対する罪」や人権、人間の尊厳等の理念の故地がヨーロッパであったとしても、だからといって、それらが永遠にヨーロッパのものゝでありつづけるわけではない。

世界最初の「黒人共和国」を成立させたハイチ革命は、ハイチのアフリカ系奴隷たちがフランス革命の理念によってフランスと戦った革命だった。ペトナム民主共和国独立宣言（一九四五）が、フランス人権宣言とアメリカ独立宣言を援用したのは、植民地支配国の「法」の理念の中に、植民地支配を不正とする「普遍的」射程をもつ思想を見出したからだった。アバルトヘイト廃絶に向けてのネルソン・マンデラの闘いは、西洋の法に対する「法の他者」の闘いではなかった。南アフリカを支配した西洋起源の法に対して、そこから根源的に排除された他者たちの声を、「もう一つの」西洋起源の法に託して、すなわち、「世界人権宣言」に想を得た「自由の憲章」（一九五五）に託して対置する闘いであった。

法はそれが普遍性要求をもつかぎり、たとえヨーロッパを出目のものであっても、その生誕の瞬間からすでに、ヨーロッパを超える射程をもつはずである。普遍性要求をもつ法は、テリダの言葉を借りれば *detachment*（故郷喪失、根を絶

たれること、故国を離れること）を本質とする。ノマドのようにな、いかなる本来の場所、いかなる定住地もなく、あらゆる境界を超えていく。それは、ひとたび地球上のどこかに出現したら、その出現の事情を規定したあらゆる歴史的条件を超えて、権利上、あらゆる時に、あらゆる場所で、あらゆる人のものとなりうるはずだ。誰のものでもないがゆえに、誰のものともなりうるはずなのだ。

法の普遍性は、西洋／非西洋の分割を超えるだけではない。フランス人権宣言が「すべての人」の権利を語りながら、実際には男性の権利をしか保証しなかったのに抗議して、オランブ・ド・グージュは「女性のための人権宣言」を書き、処刑された。しかし、「すべての人」の自由と平等、権利の宣言がなされたとき、そこにはすでに、その最初の適用の限界を超えた「普遍的」射程が書き込まれていたはずなのである。

したがって、西洋の他者は、西洋起源の法の「普遍性」を武器として、西洋の支配と闘うことができる。西洋が自ら生み出した法の「約束」を裏切っているときは、その「約束」の名において西洋と闘うことができる。この闘いは、決して西洋の「内戦」ではない。これを「西洋の」法の枠内での闘いにすぎず、「西洋的な」闘いにすぎないと見なすのは、普遍性要求をもつ法も西洋「生まれ」であるかぎり永遠に「西洋のもの」だと考える、本質主義的文化観にたつ誤りである。

106

第三に、ヒロシマ・ナガサキの被爆者の出身国は二〇を超えており、被爆の記憶を「日本＝唯一の被爆国」というナショナル・メモリーに「国民化」することはできないということ。とりわけ、強制連行により連れてこられた人々を含め、広島・長崎合わせて数万の朝鮮民族の被爆者がいたこと、彼らの存在が戦後ほとんど忘れられてきたことは、ヒロシマ・ナガサキの「被害者意識」を脱国民化するために必ず想起されるべきことである。

第四に原爆被害には、「国体護持」すなわち天皇制が維持される保証がないとして連合国のポツダム宣言を黙殺し、降伏を遅らせた昭和天皇にも重大な責任があること。「選すぎた聖断」は、東京大空襲をはじめとする都市空襲、沖縄戦についても責任があるが、ポツダム宣言を速やかに受諾して降伏していれば原爆投下もありえなかった(実を言えば、あの戦争のすべての死者にとって「聖断」は「選すぎた」のだ)。戦後日本国民が「選すぎた聖断」を問題にし、天皇と天皇制の責任追及に向かっていたら、戦後日本史はまったく違ったものになっていただろう。日本国民の一人というポジションでヒロシマ・ナガサキの責任を問うとき、少なくともこれらの前提は踏まえた議論でなければ、とうてい普遍性をもつ議論とはならない。

ヒロシマ・ナガサキは、第二次世界大戦終結後、現在まで続く「アメリカ」という問題の始まりであった。最初に述べたように、東京裁判で当然裁かれるべきだったいくつかの日

本の重大な責任を不問に付し、自らが掲げた国際法の「正義」に矛盾する行動をとったのはアメリカだった。ラッセルが法廷の議長をつとめたサルトルは、「開廷にあたって」でこゝう述べている。

「ニルンベルク法廷は、疑いもなく強者の權利から生まれ
たものだが、同時に、ある先例、一つの伝統の萌芽を生み出
し、未来のサイクルを開いている。誰も後戻りはできない。
法廷が存在したという事実はどうすることもできないし、貧
しい小国が侵略の対象とされているとき、あの裁判の過程を
追想し、こう考える人間がいても、それをとどめることはで
きないだろう——それにしてもまさにこれではないのか、あ
の法廷が断罪したことは。」

ラッセル法廷が告発したのは、まさに「これ」つまり貧しい小国「ベトナム」への「侵略」によって、アメリカがニュルンベルクの「約束」を裏切っているということだった。東西冷戦終結後も、超大国アメリカはその力によって「人道的軍事介入」を強行する一方、たびたび国際人道法の発展を阻害する行動をとっている。ユーゴスラヴィア空爆においては、「人道に対する罪」の抑止が目的に掲げられ、ミロシェヴィッチ大統領の訴追さえ標榜されたが、旧ユーゴ国際刑事法廷は明らかにアメリカの圧力によって、NATO軍の空爆爆撃による被害の責任については審理しないという決定を下した。

とりわけ重要なのは、九八年に調印された常設国際刑事裁判

たしかに「人道に対する罪」は、西洋の現代史に前史をも
ち、ニュルンベルク裁判で実定化された西洋「生まれ」の法
である。しかし、それはこうしてひとたび「人道」人類
(humanity)」の名において実定化された以上は、西洋の他
者が西洋の暴力を告発するための武器にもなる。

事実、なぜそれはヨーロッパにおいて、ナチス・ドイツおよびその共犯者の罪にのみ適用され、ヨーロッパが非ヨーロッパ世界に対して犯した類似の罪には適用されないのか？たとえば、なぜ、最近のフランスにおけるモリス・バボン¹の裁判において、ポルドー地区のユダヤ人をアウシュヴィッツに移送する命令書にサインしたバボンの行爲が「人道に對

「する罪」で裁かれ、同じバボンが、アルジェリア戦争中に誓死者を出した行為は裁かれないのか？ なぜフランスは、六四年にドイツに先駆けて「人道に対する罪」の時効撤廃を決めたながら、同時に、アルジェリア戦争中のフランス軍による残虐行為に恩赦を与え、これを永久に不問に付す決定をしたのか？

「人道に対する罪」の普遍性要求は、この法を「生んだ」ヨーロッパ自身の罪へと反転し、ヨーロッパ中心主義の暴力を突き出す強力な論拠を提供してくれるのである。

このことは、東京裁判で裁かれなかった別種の戦争犯罪、連合国とくにアメリカの戦争犯罪の責任を問う可能性にもつながってくる。広島・長崎への原爆投下の責任を考えると

き、九六年に国際司法裁判所が核兵器の使用について、法的拘束力はいらないながら、また自衛上の使用については判断を回避しながら、原則として国際法違反という判断を下した意味は大きい。ところが、問題は、戦後日本国民がヒロシマ・ナガサキの記憶から「唯一の被爆国」神話しか形成できず、今日、「原爆投下は人種差別国アメリカの悪魔の所業」と叫ぶ漫画がベストセラーとなって喝采を博するような状況があることだ。アメリカで支配的な原爆投下無罪説のみならず、戦後日本国民が形成したヒロシマ・ナガサキの記憶もまた、その正当性を「普遍的」見地から子細に検証されなければならない。

まず第一に、ヒロシマ・ナガサキの被爆は日本の他の戦争被害とともに、朝鮮侵略の開始以来少なくとも七〇年に及んだ日本のアジア侵略の帰結であったこと、したがって、アジアへの加害の責任をとらずに被爆の被害を訴えても説得力をもたないことは明らかである。とくに軍都広島は日本のアジア侵略の基地であり、日清戦争時には大本営が置かれて明治大皇帝が直接戦争指揮を執った。

第二に、ケルニカに始まりヒロシマ・ナガサキを経てベトナム戦争時の「北爆」に至る無差別戦略爆撃の歴史の中で、日本は日中戦争時、史上最初の本格的な無差別戦略爆撃である重爆撃を行なった重い責任を負っている、ということ。そして日本もまた原爆開発を行なったということも、忘れることはできない。

判所（ICC）設立条約（ローマ条約）に対する取り組みである。一六〇カ国、三一の国が参加、一三九のNGOがロー

マに集い、賛成一二〇、反対七、棄権二の圧倒的多数で可決され、「将来の世代への希望の贈り物、普遍的人權と法の支配の前進のための巨大な一歩」(アナン国連事務総長)と歓迎されたこの条約は、人道に対する罪、ジェノサイドの罪、戦争犯罪、侵略の罪の四つについて、国家が裁く意思や能力をもたない場合、「普遍的管轄権」によってこれを裁くことのできる常設法廷を設置しようとするもので、国際人道法の発展の一到達点ということが出来る。

アジアでは、韓国は署名しているが、中国、日本は署名していない（二〇〇〇年九月二二日現在）。

ローマ条約は、武力紛争下の性暴力を明白に犯罪とし、処罰義務を定めた点でも画期的である。これは、「日本軍性奴隷制」の不処罰や旧ユーゴの集団レイプ等に危機感を強めた国際的なNGO集団、女性ローカス(Women's Caucus)の最大の要求であったものが実現したのである。

以上から明らかなように、国際人道法の発展は、西洋／非西洋、男性／女性の分割を超え、従来の西洋中心主義、男性中心主義とは異なる地平を開こうとしている。「女性国際聯犯法廷」は、日本の戦争責任、植民地支配責任に国際的立場で明確な判断（ジャッジメント）を下すことを通して、このような「法の脱構築」の運動に寄与することになるだろう。

（本稿は、二〇〇〇年八月四日、東京都内で行なわれた「日中・知の共同体」会議での発表原稿に手を加えたものである。）

実習自分史の書き方

内海靖彦(NHK学園講師)＝著

「支那通」一軍人の光と影

小林一博(出版評論家)著

奈良武次日記・回顧錄

波多野澄雄・黒沢文貴 編集代表 全4巻

入門の文章から半生記へ、半生記から体験記へと示されるテーマに沿って整理書きするうちに「人生そんなに悪くなかった史」が完成します。

一八〇〇円

孫文と親交の深かった昭和を代表する陸軍軍人磯谷。未公開の膨大な日記・書簡をもとに、その知られざる素顔にせまる。巻末に戦後の戦犯日記を抄録する。全色二四〇〇円

昭和秘史

増四八〇〇〇円分装不可

陸軍大将奈良武次郎の膨大な日記を翻刻。皇太子訪欧から満州事変勃発まで、つねに昭和天皇の傍らにあった奈良が明らかにする

柏

なぜ裁くか



どう裁くか

「女性国際戦犯法廷」がめざすもの

松井やより

「どの戦争でも、戦士たちは女性を強かんする。敵の財産（女性）を侮辱し、破壊することによって、自分の民族の優越性を示すからだ。ある連邦軍（セルビア人）兵士が書いた。『あのとき、女の髪は乱れていて、精液だらけでむかついたので、腹に四発打ち込んで殺した。』戦死した兵士たちは何百人の女性を何百回強かんしても英雄として記念碑が建てられる。しかし、強かんされて殺された女性たちに記念碑はない。強かんされて生き延びた女性たちは恥を覚える。九〇年代の旧ユーゴ内戦で強かんされた女性たちの支援活動をしているベオグラードの女性が書いた文章である。このような戦時下の女性への暴力は五〇年以上前、アジアの戦場でもっと大規模に起こったことであつた。『慰安所』

に通過した皇軍の兵士たちは戦死すれば靖国神社に英霊として祀られ、生きて帰れば口をぬぐい、あるいは『商行為だ』と強かんする。そしてその責任者たちは裁かれることもない。しかし『慰安所』にされて死んだ女性たちは忘れ去られ、生きて名乗り出た女性たちは再び辱めを受けている。このような事態を放置したまま新しい世紀を迎えることはできない。『慰安所』を共有する女性たちが、今世紀最後の月に二〇〇〇年『女性国際戦犯法廷』を東京で開く。今世紀最大規模の戦時性暴力である日本軍性奴隷制の被害女性に正義と人権を認め続ける日本国家を裁く民間法廷である。二月八日から二日まで開かれるこの『女性法廷』――海外では東京裁判のやり直しという意味をこめて『東京法

廷」と呼ばれている――には、各国から約五〇人の被害女性が生きて証人として集い、内外からの傍聴者千人が立ち会つ中で、最初の三日間は、起訴状朗読や各国被害女性の証言、専門家証言などの審理が行われ、最終日の五日目に国際法に照らして判決が下される。四日目の二月一日には、『現代の武力紛争と女性』国際公聴会が開かれ、世界各地の二二の紛争地域（米軍基地も含む）の被害女性が証言する。半世紀以上前の日本軍性奴隷制と現代の戦時性暴力のつながりを明らかにし、女性に対する暴力をなくすという二世紀への課題を世界に向けて訴えるためである。

次々に亡くなる被害女性の訴え

『女性国際戦犯法廷』を提唱したのは加害国日本の女性たちであつた。韓国の『慰安婦』姜徳景さんが九七年に亡くなる前に遺言として描き遺した一枚の絵に導かれてのことだつた。『責任者を処罰せよ』という題のその絵は、赤地に中央の太い木。その幹に縛りつけられた軍服の男に四方からビスが向けて打たれているが、木のまわりに白い鳩が飛び交い、梢の葉には小さな卵が六つ描かれている。厳しい処刑の図だが、平和への願い、未来の世代への思いが強烈に表現されている。それは、次々に亡くなっていく被害女性たちが、死を前にして抱く共通の思いである。

韓国の金孝順さんが初めて『慰安婦』だったと名乗り出て一〇年、被害女性たちは高齢になり、各国から訴報が相次い

て届く。九月の台北での『女性国際戦犯法廷』検事会議に参加したインドネシア女性は『原告になつていただこうとビデオ証言をとったばかりのイブーが先日亡くなり、東京に行けなくなつた』と涙ぐんだ。五月に訪ねた北朝鮮では、二一八人が登録して四三人が公開証言に就いているが、そのうち二人がすでにこの世にいない。韓国でも約一八〇人のハルモニ（おばあさん）が名乗り出ているが、金孝順さんを含めてすでに五〇人以上がこの世を去つた。フィリピンでも、初めてカミングアウトした抗日ゲリラだった少女時代からの伝記が出版されたマリヤ・ロサ・ヘンソンさんを初めローラ（おばあさん）たちは次々に亡くなっていく。中国・山西省の山村から来日して東京地裁に車イス姿で出廷し、『私はまだ一四歳だった』と証言集会で何度となく繰り返した候巧運さんも、昨年夏支援者が訪ねると葬儀が行われていた。

一人一人が、日本政府から公式の謝罪の言葉も国家としての償いも受けることなく、苦痛と屈辱の人生を閉じていく。彼女たちに対して心の痛みも反省もなしに、安穩に老後を生きて日本軍の元兵士たち。なぜ加害者は裁かれなければならないのかと問うのは当然である。その訴えに、問いに、加害国の女性として応えたいという思いが、『女性国際戦犯法廷』の原点だ。

『女性国際戦犯法廷』を提唱したVAWW、NWT、JAPAN（戦争と女性への暴力）日本ネットワークは、九七年に東京で開かれた『戦争と女性への暴力』国際会議の結果九八年に結成され、『慰安婦』問題、沖縄など米軍基地の性暴

力、現代の武力紛争下の女性への暴力の三つのテーマに取り組んでいる。フィリピンの『女性の人権アジアセンター』と共催で開いた東京会議には、『慰安婦』問題に関わるアジア各国の女性だけでなく、旧ユーゴスラヴィア、東チモールなど現代の武力紛争下の女性への暴力の問題に取り組み女性も含めて二〇カ国から四〇人が参加し、過去から現在までの戦時性暴力について検討した。『慰安婦』制度が戦後の東京裁判でなぜ裁かれなかったかも焦点になった。

戦犯を一人も裁けなかった日本

国際的に日本軍性奴隷制と呼ばれている『慰安婦』制度には、二つの性格がある。一つは国家による戦争犯罪であること、もう一つは、女性に対する性暴力犯罪であること、これは、戦時性暴力という普遍的な女性の権利問題でもある。従つて、『女性国際戦犯法廷』は日本という加害国家を裁くと同時に、家庭、職場、戦場で性暴力を生み出す家父長制も視野に入れる。

まず、戦後責任の問題としては、日本では戦犯処罰は一貫してタブーであつた。敗戦のとき、アメリカ、イギリス、オーストラリア、中国などの世論は、戦争の最高責任者である天皇を戦犯として裁くことを求めていた。しかし、日本を占領したアメリカは極東軍事裁判（東京裁判）で天皇を免責にした。当時日本の権力者たちのただ一つの関心事は戦争被害

に苦しむ国民のことではなく、『国体護持』つまり天皇と天皇制を守ることだけだつた。それに呼応して、マッカーサーは冷戦下の反共戦略に日本を利用するために天皇を戦犯リストから外し、東京裁判で戦争責任は軍部に負わせた。東京裁判のあと、『勝者の不当な裁き』だと戦犯は擁護され、日本政府が自ら戦犯を裁くことは全くなかつた。二千万人以上ともいわれるアジアの死者と三〇〇万人という日本人の死者を出した侵略戦争だというのが、それを引き起こした旧日本軍の軍人たちが政府関係者も一人も処罰されなかつた。戦争であれほどの犠牲を強いられ国民からも加害者、責任者追及の声はほとんどあがらなかつた。それどころか、A級戦犯を首相にし、戦争犯罪を犯した戦死者たちを靖国神社に祀つて閣僚たちが公式参拝し、彼らの遺族や旧軍人には四〇兆円にもなる恩給――それはアジアの戦争被害国に支払った賠償総額の四〇倍という――を支払つていく。さらに、自由主義史観派など侵略戦争そのものを正当化する勢力が増大して、戦争責任を語れば『自虐史観』と攻撃される。一方ドイツでは、ニュルンベルク裁判のあと、ナチス戦犯を裁く特別法をつくり、時効も無効にして、一〇万人以上を捜査し、六千人以上を有罪にした。英仏の裁判所も今にいたるまで自国民のナチ協力者も含めて終身刑などの有罪判決を出し続けている。ホロコーストの被害者ユダヤ民族とヨーロッパの近隣諸国からの敵しい糾弾、それに、六〇年代後半の学生革命の時代にドイツ自身の若い世代が父親の世代の戦争

責任を告発し、『過去の克服』がドイツの国民的課題になつたためである。日本の場合、アジアの被害国は独裁政権下であり、八〇年代の民主化まで被害者たちは声をあげることさえままならない状況に置かれていた。また、日本では被害者意識が先行して、加害責任に向き合ひ戦争世代を追及する姿勢はなかつた。このような両国の戦後のあり方の違いが戦犯処罰、戦後補償という点で全く対照的な状況となつた。

意識の面でもドイツとは対照的である。VAWW、NWT、JAPANのメンバーが昨年八月一日と今年四月二三日に靖国神社に集まつた元軍人たちに『慰安婦』制度についてアンケート調査したところ、三分の二以上が『慰安所』は必要、『慰安婦』には謝罪・補償の必要はない、という回答だつた。性奴隷制、女性への暴力だつたという認識はない。また、自由主義史観派など国家ナショナリズムを鼓吹する勢力が若い世代に影響を与えている。『慰安婦』問題を攻撃して、『強制連行の証拠はない』『金のために売春婦になつた』などと、歴史本やマンガ本での大々的な宣伝が効果をあげている。『慰安婦』問題を教科書から削除せよという彼らの全国的なキャンペーンも功を奏し、二〇〇二年から使用する中学の歴史教科書はほとんど『慰安婦』記述は消える。

真相究明、補償、処罰の三本の柱

しかし、『慰安婦』問題を、歴史の間に埋もれさせてはな

らないと、韓国の尹貞玉梨花女子大学教授が真相調査に取り組み、九〇年初めに新聞に発表したことから、韓国の女性運動が動き出して、ついに翌年金孝順さんのカミングアウトを促した。その勇気に感動して日本でも各地で支援グループが生まれ、とくに、各国の被害女性たちが日本政府を相手取つて起こした八つの補償請求訴訟の支援活動に力をいれている（二一八―二九頁参照）。しかし、これまでの判決は開示裁判が部分的に原告の訴えを認めた以外は原告の請求は全面的に棄却され、『慰安所』制度に対する国家の法的責任を裁判所は認めない。このため、立法による解決を求めて補償立法運動も行われている。しかし、国家主義が強まって右翼化する現在の政治状況ではその実現の見通しは厳しい。

そんな中で、処罰をめぐる具体的な動きが韓国から起こつた。人権弁護士として尊敬されている朴元淳弁護士は九三年春『日本の戦争犯罪処罰』、いまでも可能か』という長文の論文を発表し、『日本自らがこの種の犯罪者（戦争犯罪者）と人道的に對する罪』を処罰する義務を負う』とし、『被害国は日本に對し犯人処罰を要求できる法的権利を有する』と処罰のために犯人の引渡しを要求できる法的権利を有する』と処罰のために国内法制定を提案した。そして、九四年には姜徳景さんから被害女性と韓国挺身隊問題対策協議会（対協）が東京地検に告訴告発状を出そうとしたが、地検は受理することさえも拒否した。しかし、韓国のこの行動を日本の『慰安婦』支援運動も支持しなかつた。処罰は日本の風土になじまないの

で、運動の分裂を招く恐れがあるというのだ。こうした日本側の態度に韓国は失望を隠さなかった。

戦時性暴力犯罪への国際的な取り組み

「慰安婦」制度は他の戦争犯罪とは違って性暴力という性格があるために、被害女性は沈黙を強いられ、戦時性暴力の不正は日本だけでなく、世界共通の問題であった。そのため、国境を越えた女性の権利問題となっている。

東京での「戦争と女性への暴力」国際会議に参加した旧ユーゴ・ボスニアの女性自立センター代表のレバ・ムラジエノビッチさんは「アジアで慰安婦が名乗り出たことに私はとても勇気づけられて、強かん被害女性の支援活動をしていきます。慰安婦についての論文をセルビア語に訳して配ったのです」と語った。

九〇年代初め「慰安婦」問題が国際的な関心を引き始めたころ、旧ユーゴのボスニアやルワンダの内戦で起きた大規模な集団強かんが世界に衝撃を与えた。東西の被害女性が九三年のウィーン世界人権会議で初めて出会い、共に世界に向かっている証言した。ウィーン宣言の中には「女性の権利」という概念が明記されて、その核は女性への暴力とされた。そのころ国連が設置した旧ユーゴとルワンダの国際戦犯法廷で性暴力が初めて裁かれ、加害者、責任者が相次いで有罪判決を受けることになった。

九五年の国連北京世界女性会議で採択された「行動綱領」

こうした国際的な取り組みの中で、「女性国際戦犯法廷」を九八年四月ジュネーブでの国連人権委員会開催中に開かれた「武力紛争と女性」というNGOフォーラムでまず提案したところ、旧ユーゴ、アルジェリアなど各国の女性たちから熱烈な反応があり、国際的に広い支持が得られることを確信した。続いてソウルで開かれた第五回アジア女性連帯会議で、VAW・NET JAPANとして正式に「女性国際戦犯法廷」を提案した。唐突な提案だったのに、韓国を初め参加していた被害国から予想以上に積極的な支持を得た。

それまでの八年間の日本での「慰安婦」支援運動を振り返り、その中で、真相究明、謝罪と賠償、責任者処罰の三本の柱の中で、責任者処罰にほとんど取り組めなかったことを反省し、それが今後の最大の課題であることを明らかにした。日本は戦争中に「慰安婦」制度という国家犯罪を犯しただけでなく、戦後その犯罪に関して処罰や補償の義務を果たしていないことに対して、加害国の一員としてそれを政府に果たさせる責任があると考えるからだ。しかし、日本の裁判所には責任者処罰は期待できず、半世紀以上前の戦争犯罪・人道に対する罪について国際法廷を開くことはむずかしい、国際刑事裁判所も、六〇カ国が規程を批准して設立されても過半数の犯罪に管轄権はない。

そのような責任者処罰への壁をどう打ち破るのか模索する中で、ベトナム戦争中の一九六七年にバートランド・ラッセルとジャン・ポール・サルトルが開いた米国とその同盟国の

は、組織的強かんや性奴隷制など武力紛争下の女性への暴力は戦争犯罪であり、真相究明、被害者への補償、加害者の訴追が必要だとした。九八年七月恒常的な戦犯法廷として「国際刑事裁判所」(ICC)設立規程がローマで採択され、規程の中に女性に対する戦争犯罪と人道への罪が明記された。戦時性暴力をきちんと裁く裁判所を作らせようと、世界各国の女性法律家や人権活動家が「ICCにジェンダー正義を求める女性コーカス」というネットワークを結成して精力的なキャンペーンをした成果だった。

続いて八月に国連人権委員会差別防止・少数者保護小委員会にグレイ・マクドゥーガル特別報告者が提出した「武力紛争下の組織的強かん・性奴隷制および奴隷制類似慣行に関する最終報告書」(マクドゥーガル報告)は、戦時性暴力不処罰の循環を断つべきだと強調した。付属文書は「慰安所」に関する日本政府の法的責任の分析で、「慰安所」を「強かん所」と書き、日本政府が公表した資料をもとに、当時の国際法に照らして、「慰安婦」制度が奴隷制犯罪であり、戦争犯罪であり、人道に対する罪であると判定して、補償とともに処罰の必要性を勧告した。これまでの国際法のように、戦時性暴力を女性の属する家族や民族の名誉の問題と見るのではなく、被害女性の権利侵害として加害者を処罰すべきだと、国際的に合意されたのである。

ラッセル法廷に続く民間法廷

戦争犯罪を裁くラッセル法廷を参考に、女性たちで民間法廷を開くことに思い至った。ソウル会議では、とくに挺隊協の尹代表が「加害国の運動側からやっとう処罰に開いての提案があったのは心強い。この法廷は開かなければなりません。ぜひ成功させましょう」と強く支持された。「国家を裁くなどという大胆不敵なアイデアに度肝を抜かれた。女性の力を結束してやりとげましょう」と発言する日本女性もいた。

東京裁判から東京女性法廷へ

九九年二月ソウルで国際実行委員会が結成された。加害国日本、被害国六カ国(韓国、朝鮮、中国、台湾、フィリピン、インドネシア)それに武力紛争下の女性への暴力に取り組んでいる女性人権活動家による国際諮問委員会の三者で構成し、他に、法律顧問としてオランダのテオ・ファン・ポーン教授(元国連人権センター)とアメリカのロンダ・カプロン教授(ICCに正義を求める女性コーカスの理論的指導者)ら著名な国際法学者を迎えた。「公平な裁判にするために加害・被害国以外から裁判官を迎える国際法廷にすることに意味がある」とファン・ポーン教授、カプロン教授は「国際刑事裁判所のようにジェンダー正義の視点に立つ法廷にすべきです」と強調した。

「法廷」の性格は、南アフリカの真相和解委員会方式で真相究明に重点を置くか、刑事裁判の形に近いものにするか、の選択に際し、韓国など被害国側の要望で、後者の方向を目指す

した。東京裁判の欠陥、つまり、天皇の免責、植民地支配地域の被害者への無関心、性奴隷制や集団強かんなど性暴力の軽視という三つの欠陥を補う民間法廷にしたいというのだ。九九年初めから日韓がそれぞれ「法廷」憲章案を作成し、今年七月のマニラの検事会議で採択した。前文と一五条からなり、そのポイントには戦争中の「慰安婦」制度そのもののだけでなく、戦後の政府の対応も載り、また、個人の刑事責任と国家の責任の両方を裁くというもので、天皇もその対象に含まれている。国家主権に基づく裁判ではなく、女性のインシアチブで開く民間法廷なので、判決を執行する実際の権限はなくとも、「国際法の原則、人間の良心、ジェンダー正義に照らした判決」は広く世界が受け入れる「道義的権威」をもつと前文に書かれている。

この憲章に基づいて、「法廷」に提出する起訴状は、あらかじめ作成することを昨年六月ソウルでの国際実行委員会が決めた。被害六カ国と日本がそれぞれ検事団を選任して、起訴状をまとめ、九月に台北で開かれた検事会議に持ち寄った。それをもとに三人の首席検事が、「慰安婦」制度の全体像と法的分析をした全体の起訴状をまとめ、一〇月下旬ハーグでの裁判官会議に提出した。

首席検事は三人で、ユーゴとルワンダ国際戦犯法廷の現役のジェンダー犯罪担当法律顧問パトリシア・ピサー・セラーズさん、オーストラリアの国際法専門家、九四年国際法律家委員会(ICJ)の「慰安婦」問題の勧告書作成に関わった

たティナ・ドルゴボルさん、バキスタンの人権弁護士で、最近、国連の人権擁護特別報告者に任命されたヒナ・ジラニさんである。裁判官は五大陸から選んだ国際法や人権の専門家たちだが、不測の事態を避けるために公表していない。

「法廷」への関心は欧米にも広がり、ドイツではナチ戦争犯罪問題に取り組む女性や旧ユーゴの性暴力被害女性支援活動をしているNGOなどが、一月にベルリンで日本大使館へのデモと「法廷支持」の記者会見を開く。米国では、ニューヨークの「ICCにジェンダー正義を求める女性コーカス」が「武力紛争と女性」国際公聴会を担当し、「法廷」に協力している。女性団体だけでなく、日本の戦争責任を追及している在米アジア人団体やアメリカ先住民運動指導者など、広範囲の個人や団体が「法廷」支持を表明している。

そして、開催地日本ではVAW・NET JAPANが全国各地の会員とともに、海外から約四〇〇〇人を受け入れる準備など最後の努力を傾けている。また、「法廷」のもう一つの課題は真相調査活動で、「二〇〇〇年女性国際戦犯法廷」の記録全五巻の出版や、ビデオ証言・記録を作成している。何より切実な資金集めには二千万円ずつ一万人から集める「一万人キャンペーン」を呼びかけている。

国境を越える女性たちのネットワーク

「女性国際戦犯法廷」への道のりを振り返ると、出発点は七〇年代のキーセン観光反対運動だった。「日本の男性たちが

グローバル化という市場の暴力、それがもたらすナショナリズムや武力紛争など国家の暴力、その表れとしての女性への暴力に対して、女性の連帯のグローバル化で対抗し、暴力のない二一世紀をめざす。『女性国際戦犯法廷』をその出発点にしたい。(まづい・やより VAW・NET JAPAN代表) 参考文献 VAW・NET JAPAN 訳「戦時・性暴力をどう裁くか」国連マクドゥーガル報告書 一九九八年 凱風社 VAW・NET JAPAN 編「二〇〇〇年女性国際戦犯法廷の記録」第一巻「戦時性暴力と性暴力」二〇〇〇年 凱風出版 第二巻「加害者の意識構造と戦後責任」二〇〇〇年 同 第三巻「慰安婦」戦時性暴力の実態 I 日本・台湾・朝鮮編「二〇〇〇年 同 同「旧ユーゴスタディ・ツアー報告」憎悪のナショナリズムを超えて」二〇〇〇年 同 ドラブラフ・ウクレシチ「バルカン・ブルース」一九九七年 未来社

高橋哲哉「戦後責任論」一九九九年 講談社 戸塚悦郎「日本が知らない戦争責任―国連の人権活動と日本軍『慰安婦』問題」一九九九年 現代人文社 山田明「大元帥 天皇」一九九四年 新日本出版社 吉田裕「昭和天皇の終戦史」一九九二年 岩波新書 アジア女性資料センター「女たちの二一世紀」一三三 特集「戦争と女性への暴力」国際会議 一九九八年 同「女たちの二一世紀」一七号 特集「女性がいま問う戦争責任」一九九九年 同「女たちの二一世紀」二四号 特集「女性への暴力―日常から武力紛争まで」二〇〇〇年 同「戦争と女性への暴力」国際会議資料集 I 一九九七年 II 一九九八年

お金の力で同胞の女性たちの性を犯すのは、かつて天皇の軍隊が武力で同胞の女性たちを戦場に連行したことの繰り返しだ」と、韓国の女性たちから告発されて「慰安婦」問題を初めて知らされたからだ。しかし、当時の韓国は独裁政権下で、女性たちは民主化運動に命をかけていて、「慰安婦」問題に取り組む状況にはなかった。女性運動の支えなしには被害者は名乗り出ることができない。被害者が見えない中で日本で運動を起こすことは難しく、二〇〇〇年近くが過ぎた。

しかし、「慰安婦」問題を突きつけられることで、現在のセックス・ツアーを過去の戦時性暴力に結びつけてとらえるようになった。かつての侵略戦争や植民地支配に日本の女性

が加担した加害責任を問わない「帝国のフェミニズム」だと、日本の女性運動のあり方を反省したのだった。そこで、アジアへの経済的侵略、性的侵略に歯止めをかけようと、七〇年代半ばに「アジアの女たちの会」を結成した。「アジアと女性解放」宣言で、女性たちは再び侵略の共犯者にならないことを誓い、韓国だけでなく、アジア各国の女性たちと連帯活動を行った。

こうして結ばれた加害国日本とアジアの被害国の女性たちの絆が、日本の過去から現在までの加害行為に立ち向かう共同行動を可能にし、その一つの到達点として「女性国際戦犯法廷」を、世界の他の地域の女性たちも巻き込んで開くに至った。女性の権利の立場、ジェンダー正義の視点に立つ女性たちは国民国家の枠を超えて共に行動することができるのだ。



●特集・戦時性暴力——市民による裁判へ

資料 各国の「慰安婦」被害・年表・裁判

V A W W — N E T ジャパン編

執筆、(三)は各国の支援団体から最新情報を寄せてもらった。[まとめ：金富子]

一九三一年九月一八日の柳条湖事件を発端とする十五年戦争には、「満洲事変」、日中全面戦争、アジア太平洋戦争という三つの戦争段階があった。それはそのまま、「慰安婦」という性奴隷制をはじめとする戦時性暴力被害が、日本軍の侵攻・占領地域の拡大とともに広がる過程でもあった。ここではアジア各国別の被害状況を、(一)戦時中の性被害の特徴、(二)戦後の被害を語る困難性と支援団体、(三)被害女性性の現状、に分けてみていく。これらを通じて、日本人女性の植民地出身の朝鮮人女性や台湾人女性(漢民族)たちの場合は制度としての慰安所に移送されたケースがほとんどであり(日本人女性については、本号西野論文参照)、占領地の女性たちはそれだけでなく、南京大強かんやフィリピン・マバニケ村の集団強かんケース、その中間形態とみられるケース等さまざまな形態があったことがわかる。また、一九九〇年代に各国の女性たちが被害を語りだした背景に共通するのは、一九八〇年代以降顕著になったアジア諸国の民主化、冷戦構造の崩壊、女性運動の活発化などである。報告(一)、(二)はVAWWINETジャパン調査チーム各国担当者が

●韓国・朝鮮（南北朝鮮）

(一) 戦時中の性被害の特徴…日清戦争以降、日本は朝鮮各地に軍事都市をつくり軍備を拡張していき、一九三〇年代には朝鮮を全面的な兵站基地とした。朝鮮人女性に「慰安婦」にされた背景には、第一に植民地統治がもたらした経済的貧窮、農村破壊・家庭崩壊、さらに家長制の温存・再編成、そして貧困層に教育機会がない教育制度などから、詐欺・甘言により「慰安婦」が不斷に輩出される植民地支配の構造的暴力性があった。第二に当時の日本軍・日本政府の、日本人女性なら支障があるが植民地の女性なら「慰安婦」にしてもかまわないという根深い民族差別意識があった。第三に日本の朝鮮侵略とともに移植された日本式の公娼制度が一九一六年に朝鮮全土で制度化されたことである。公娼制度の底辺に朝鮮人女性たちが組み込まれ、またその展開過程で東アジア一円に日本人や朝鮮人の風俗業や人身売買ルートが確立され

た。日本政府は婦女禁売条約から植民地の女性を除外した。これらにより朝鮮人女性が大量に「慰安婦」にされた。公文書資料・被害者証言・加害者証言などにより、広大なアジア・太平洋地域の至る所に（朝鮮内も含め）、そして銃弾が飛び交う前線にまで、關されてあるいは暴力的に、慰安所に送られた朝鮮人「慰安婦」——多くが未成年者——の姿があったことが確認されている。

117 — 各國の「慰安婦」被害・年表・裁判

(二) 被害を招く困難性と支援団体・被害告発を困難にしたのは、日本の敗戦とともににはじまった南北分断だった。米ソ冷戦を背景に、一九四八年に大韓民国(韓国)、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)が成立し、朝鮮戦争(一九五〇—五三年)によって固定化された。一九六五年、韓国の朴正熙独裁政権のもとで結ばれた「日韓条約」、「日韓請求権・経済協力協定」は、植民地支配責任をあいまいにし対日請求権を経済協力で相殺する方式だったため、その後浮上した個人補償を求める声に対し、日本政府が「日韓条約で解決済み」と主張する根拠になるなど禍根を残した。北朝鮮と日本との国交正常化は進展していない。一方、戦後、連行先に放置された被害者もいれば、運よく帰国できた被害者もいた。しかし、後者の場合でも沈黙を余儀なくされた。韓国では日韓両政府の怠慢と女性の「貞操」を重視する社会通念によって、「慰安婦」問題は長らく闇に葬られてきたからである。動き出したのは一九九〇年代に入ってからだ。一九九〇年五月の盧泰愚韓大統領来日を契機に、「慰安婦」問題の解決を要求した韓

国女性団体は、六月、日本政府の「民間が連れ歩いた」という発言を契機に、一二月に「韓国挺身隊問題対策協議会」(挺対協)を結成した。挺対協を主に構成したのは民主化運動を担った女性団体・個人であった。翌九一年八月韓国ではじめて名乗り出た金学順さんが二月に来日し、東京地裁に補償を求めて提訴、日本社会に衝撃を与えた。当初軍閥を否定した日本政府も翌九二年一月軍閥を示す資料発見が報道されると一転、事実を認めた。こうした経緯から、韓国はもちろん台湾、フィリピンなどで支援団体結成や被害者のカミングアウトが続いた。挺対協は「慰安婦」問題を国連にもちこんで国際世論化し、アジアの女性団体に連帯会議開催・参加を呼びかけ、一九九四年に責任者処罰を求めて被害者とともに日本の検察に告訴・告発、また韓国政府に被害者へのご生活支援金を提出させるなど運動をリードしてきた。他方、北朝鮮でも一九九二年八月に「従軍慰安婦」・太平洋戦争被害者補償対策委員会(従対委)が結成され、被害の調査や補償問題を解決する運動を繰り広げている。南北の団体代表は、「法廷」準備のため開かれた、今年三月末の上海検事団会議で顔を合わせた。今年三月末の南北首脳会談に伴って開かれた女性分野会談で李姬鶴韓国大統領夫人らは北朝鮮の従対委に、「慰安婦」問題への共同対処や「法廷」のためのマニラ起訴状作成を提起した。七月末の「法廷」のためのマニラ検事団会議で再会した南北両団体代表は南北共同起訴状作成で合意、九月の台北検事団会議で正式発表した。また、日本

表・元「從軍慰安婦」裁判一覽表

提訴日	控訴日	訴訟名	人数	請求の主な根拠
91.12.6 東京地裁		韓国太平洋戦争 犠牲者追悼会	金学順さんから9人 (内2名逝去) 他、軍人、軍属32人	人道に対する罪、他国際法、ポツダム宣言の現状回復、憲法の条理、財産権等
92.12.25 山口地裁 下関支部	98.5.1 広島高裁	釜山「従軍慰安婦」女子 挺身隊公式謝罪・補償請 求訴訟	朴順理さんから3人、 ほか元挺身隊7人 (内1人逝去)	憲法前文(道義的国家)、明治憲 法第27条第1項、立法不作為(国 家賠償法)、条理違反の不法行為
93.4.2 東京地裁	98.10.23 東京高裁	フィリピン「従軍慰安 婦」国家補償請求訴訟	ロサ・ヘンソンさん ら46人(内9人逝去)	ハーグ条約、他国際法、人道に対 する罪、フィリピン、日本民法
93.4.5 東京地裁	99.10.7 東京高裁	在日韓国人「従軍慰安 婦」謝罪・補償請求訴訟	宋神道さん1人	人道に対する罪、各国際法、民法 (不法行為、名誉毀損)
94.1.24 東京地裁	99.12.2 東京高裁	オランダ人元捕虜・民間 抑留者損害賠償訴訟	「慰安婦」は1人	ハーグ条約、国際法上の損害賠償 請求権
95.8.7 東京地裁		中国人「慰安婦」損害賠償 請求訴訟(第1次)	李秀海さんから4人	ハーグ条約、中国民法
96.2.23 東京地裁		中国人「慰安婦」損害賠償 請求訴訟(第2次)	侯巧蓮さんから2人 (内1人逝去)	ハーグ条約、中国民法
98.10.30 東京地裁		中国山西省性暴力被害、 謝罪・損害賠償請求訴訟	万夢花さんから10人 (内2人逝去)	ハーグ条約、他国際法、不法行 為、国家賠償
99.7.14 東京地裁		台湾元「慰安婦」損害賠 償・謝罪請求訴訟	高宝珠さんから9人	ハーグ条約、他国際法、国際法・ 民法上の不法行為、国家賠償法 (立法不作為)

●中

(1) 装置

時中の性被害の特徴：日本軍慰安所は中国への侵略戦

てきた国民党政府は強権的な政治を行った。一九四九年に敷かれた戒厳令が解除されたのは一九八七年である。補償問題は一九五二年の日華平和条約により日本と中華民國との交渉で解決することになったが、一九七二年の日中共同声明によって同条約が失効し補償されなかった。「貞操」觀念の強い台灣社会で女性たちは被害を誰にも話せず、長いこと苦しんできた。戒厳令解除と民主化のうねりのなかで動き出した台北市婦女救援社会福利事業基金会（婦援会）は、一九九二年に台湾人「慰安婦」の存在を示す資料発見などから、「慰安婦」問題に取り組みはじめた。ホットライン開設や調査等の働きかけにより、徐々に公に被害を語る女性たちが出てきた。また、台灣政府は元「慰安婦」被害者に現在毎月一万五〇〇〇元（九七年より、九五・九六年は月六〇〇〇元）支給し、九七年には一時金五〇萬元ずつ支給するなど援助している。一九九九年七月一日、被害者三九人のうち九人が原告となつて日本政府の公式謝罪と賠償を求めて東京地方裁判所へ提訴した（提訴後一年間に二名死亡）。被害者、婦援会、台灣政府は一致して「女性のためのアジア平和国民基金」を拒否していることを一言付け加えたい。（『紫洋子』）

（三）被害女性の現状：①判明した被害者総数：七〇人（死亡三一人）、②公開証言した被害者：三九人

(作成者：大森典子弁護士)

経 過	現 状 ・ 内 容
	・ 2000年1月31日結審、判決待ち ・ 国側反論の特徴的な点は、65年6月の日韓請求権協定では残っていた個人の請求は同年12月の国内法制定によって消滅したと主張したこと
98.4.27判決 一部勝訴	・ 国に立法義務がある。立法不作为を認め「慰安婦」一人当たり30万円の支払いを命ずる ・ 元挺身隊については棄却 ・ 2000年11月10日広島高裁、結審予定
99.10.9 棄却	・ 被害の事実や国の責任に一切言及せず ・ 2000年12月6日、判決予定
99.10.1 棄却	・ 被害事実認定（言語に尽くせぬ苦痛と悲惨） ・ 2000年11月30日、判決予定
98.11.30 棄却	・ 被害事実は認定
	・ 2000年12月5日、結審予定

注：「戰時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案」説明資料をもとに作成

台灣

(一) 戦時中の性被害の特徴：日本の植民地支配（一八九五—一九四五年）を背景に「慰安婦」にされた事情は、朝鮮とほぼ重なる。台湾でも軍事的な性格のつよい統治体制が敷かれ、また日本軍の登場とともに日本の公娼制度が台湾に導入された。原住民が居住する山間部地域の行政は警務局の管轄となったため、駐在所に派遣された日本人警察官に強大な権限が付与された。アジア太平洋戦争へ突入すると台湾は重要な南方作戦基地と位置付けられた。台湾人女性の性被害には、①駐在する警察官に縫製やお茶くみ、掃除等の日本軍の仕事をするように言われて、行った先の台湾の日本軍駐屯地で継続的な強かんを受けた原住民の女性のケース、②中国や海南島、インドネシア、フィリピンなど海外で仕事があると騙されて連行され制度化された慰安所へ徴集・連行された漢民族の女性のケースがある。

(二) 被害を語る困難性と支援団体：日本敗戦後、台湾にやっ

の提案により在外同胞の河床淑・宋神道さんを含め全民族統一
一起訴状にすることも合意した。〔金雪子〕

(三) 被害女性の現状・(韓国) ①判明した被害者総数一九八名
(うち死亡四八人) ②公開証言した被害者約六〇人、(北朝鮮)
①判明した被害者総数二一八人(うち死亡五〇余人) ②公開
証言した被害者四三人(うち死亡者二〇人)、(在外) 公開証
言した被害者…在日本〓一人、在中国〓一〇人(武漢のみ)

年表 「慰安婦」問題をめぐる1990年代

◆は「慰安婦」問題への日本政府・政治家の発言など。※裁判詳細は118-119頁の別表参照。(作成:金 富子)

1990年 ◆「慰安婦」問題の浮上と韓国での運動団体の結成	
1. -	韓国「ハンギョレ新聞」に尹貞玉「挺身隊取材記」掲載(4回)
5/18	盧泰愚韓国大統領(当時)の来日に際し、韓国女性団体が連名で日本政府に「慰安婦」問題の真相究明と謝罪を要求
6/6	◆参議院予算委員会が本閣次議員(社会党)が慰安婦の実態調査を日本政府に要求。清水博雄・労働省職業安定局長は、慰安婦は「民間の業者が軍とともに連れ歩いた」「調査はできかねる」と答弁
7/10	韓国で「挺身隊研究会」結成
10/17	韓国の37女性団体が日韓両政府に公開書簡送付、公式謝罪など6項目を要求
11/16	韓国の37女性団体・個人が「韓国挺身隊問題対策協議会(対協)」結成
12. -	東京などで日本人女性、在日韓国人女性らが「慰安婦」問題に関する集い開催。以後会結成へ

1991年 ◆韓国ではじめての元「慰安婦」金学順さんの告発と社会問題化	
4/1	◆参議院予算委員会、本閣次議員が韓国女性団体の「公開書簡」への回答を求めたのに対し、谷野作太郎・外務省アジア局長は「調査した手がかりになる資料がない」、若林矩・労働省職業安定局長は「当時の担当部署は全く関与してなかった」と答弁
8/14	韓国ではじめて金学順さんが実名で記者会見
12/6	金学順さんが被害者3名が日本政府を相手に補償を求め東京地裁に提訴

1992年 ◆軍関係と立証する資料発見により、日本政府一転して「慰安婦」問題への軍関係と外交問題化	
1/8	提灯協、日本大使館前で第一回水曜デモ開始
1/11	旧日本軍の慰安所設置・統制を示す公文書が防衛庁防衛研究所図書館で発見されたことが報道
1/13	加藤社一官房長官、「慰安婦」制度への「軍の関与は否定できない」と談話発表
1/14	東京で日本及び在日韓国人の12団体が「従軍慰安婦」問題行動ネットワーク結成
1/17	訪韓した宮沢喜一首相が「慰安婦」問題で公式謝罪
7/6	日本政府、第一次調査結果(127件の資料)を公表。「軍関与を認めるが強制連行を立証する資料はない」とした
7/13	フィリピンで元「慰安婦」のための調査委員会(タスク・フォース)結成
8.10-11	第1回強制「従軍慰安婦」問題アジア連帯会議開催(韓国)
9/18	フィリピンでマリア・ロサ・ヘンソンスさんが名乗り出る
12/25	韓国人元「慰安婦」朴理恵さん、元女子挺身隊員ら10名山口地裁下関支部に提訴(開廷裁判)

1993年 ◆「慰安婦」問題のアジアへの広がり。細川「侵略戦争」認識発言とそれへ反発する動きが顕在化	
2. -	マレーシアで、与党統一マレー国民組織(UMNO)の呼びかけに応じ、華人女性とマレー女性名乗り出る
4/2	ヘンソンスさんフィリピン人元「慰安婦」、東京地裁に提訴
4/5	在日韓国人元「慰安婦」宋神道さん、東京地裁に提訴
6/5	台北市婦女救援社会福利事業基金会(婦援会)が「台湾地区慰安婦訪問調査個別分析報告書」を発表、確定数48人
6/11	韓国で「日帝下日本軍慰安婦に対する生活安定支援法」制定。93年8月より被害者に一時金、生活費を支給
6.14-25	国連世界人権会議(ウィーン)。宣言に、性的奴隷制等の人権侵害に対する「実効的な対応」が入る
8/4	日本政府、第二次調査結果発表。河野平官房長官、談話で「慰安婦」の募集・移送・管理などが本人たちの意思に反して行われたことを認め、「お詫びと反省の気持ち」表明
8/10	細川護国首相、記者会見で「(アジア太平洋戦争は)侵略戦争であった。間違った戦争と認識」と表明

SEKAI 2000.12

9/19	◆松内義徳・衆議院議員(自民)講演会で「教科書には侵略だとか慰安婦だとか書いてあるが、侵略というよりやむにやまれぬ状況だった。戦争の結果、解放された国はいくらでもある」
12/2	「新しい歴史教科書をつくる会」創立記者会見(設立総会は翌年1月30日)

1997年 ◆引き続き、教科書からの「慰安婦」「南京虐殺」記述の削除・訂正を求める動きが顕在化	
1/11	「国民基金」、非公開のうちに韓国の元「慰安婦」7人への「償い金」支給開始。韓国政府、支給強行は遺憾とコメント
1/24	◆堤山静六官房長官 記者団に「(従軍慰安婦)について」当時の公娼制度など社会背景を教えずに、慰安婦問題だけを教えるのはおかしい」と中学教科書を批判
2/5	◆島村宜伸・衆議院議員(自民、元文相) 記者懇談会で「おおむね現地の『ぜいけん』が一役かって、中国の人なり韓国の人なりがあつてた。本人の意志でそういう道を選んだ人もいたのだ」と発言
9.31-11.2	「戦争と女性への暴力」国際会議開催(東京)。国際的な「戦争と女性への暴力」ネットワーク(VAWW-NET)生まれる

1998年 ◆「自由主義史観」の展開一映画「プライド」上映、小林よしのり「戦争論」など刊行	
4.15-16	第5回日本軍「慰安婦」問題アジア連帯会議開催(韓国)。「女性国際戦犯法廷」開催が、決議に盛り込まれる
4/27	開廷裁判一審判決(山口地裁下関支部)で、「慰安婦」制度への日本国の責任を一部認定
6/6	「戦争と女性への暴力」日本ネットワーク(VAWW-NET Japan)正式発足
7/17	「国際刑事裁判所規程」、ローマ全権外交会議で採択(賛成120、反対7=米・中・露含む、棄権21)
7/31	◆中川昭一衆議院議員 就任後初の記者会見で「(従軍慰安婦)問題も」大半の専門家が納得できるような歴史的実態として教科書に載せることは疑問」と表明
8/21	戦時・性奴隷制特別報告者報告書(マクドゥーガル報告)国連人権委員会差別防止・少数者保護小委員会で採択、日本政府に被害女性への国家補償と責任者の処罰を勧告
10/30	中国山西省性暴力被害者、万愛花さんら10人、東京地裁へ提訴

1999年 ◆新ガイドライン関連法をはじめ国際・国政法、憲法など数々の「戦争法」成立	
7/14	台湾人元「慰安婦」9名、東京地裁に提訴
10. -	◆西村真悟・防衛行政次官 週刊誌で「ライフルは国軍の創設でずわ。…『大東亜共栄圏、八紘一宇を世界に広げる』や『機とは抑止力』なんです。強姦してなんにも罰せられんやったら、オレらみんな強姦犯になっちゃう」「集団自衛権は、『強姦されてる女を男が助ける』という原理でずわ。同じように言えば、征服とは『その国の男を排除し、征服した国の女を強姦し、自分の子どもを生ませる』ということです。逆に、国防とは『我々の愛すべき大和魂が他国の男に強姦されることを防ぐこと』(朝日10/20他)

2000年 ◆石原慎太郎参事(4/9)、森喜朗首相の国政(5/15)演説より、中学歴史教科書からの「慰安婦」記述削除が顕在化	
3.30-4.1	中国「慰安婦」問題国際シンポジウム開催(上海)。中国人性暴力被害者3人が国内ではじめての公開証言
5/10	ニューヨークで「北京プラス5」女性2000国連特別総会、グローバル化による貧困の女性化と女性への暴力が焦点に
6/13	南北首脳会談女性分野会談で韓国側から「慰安婦」問題への共同対処と「法廷」への南北共同起訴状作成を提起
9. -	2002年度中学歴史教科書白紙原本から、旧日本軍加害の記述、大幅減と報道。「慰安婦」記述も8社中1社のみ(毎日・朝日9/10)。「新しい歴史教科書をつくる会」作成で文部省に検定申請の中学歴史教科書が「韓国併合は必要」だったなどと記述(朝日9/13)
9/18	アジア4カ国の元「慰安婦」15人(韓国6人、中国・フィリピン各4人、台湾1人)、ワシントンの米連邦地裁に日本政府を相手どり損害賠償請求訴訟起こす

参考文献:アジア女性資料センター編「慰安婦」問題Q&A、明石書店、1997年。佐藤文「慰安婦」問題と教科書改訂、東京新聞各紙。『日本国政史 憲法編1978-1997』、紅月社、1998年。韓国対協作成

東ティモール

(一)戦時中の性被害の特徴:一九四二年二月、日本軍は英連邦(豪)及びオランダ軍駐留下にある東ティモールのデシリに上陸した。日本軍は英連邦軍を圧倒して全島を支配下ににおいた。その一年後連合軍の巻き返しによってティモール島周辺の制海・制空権を失った。その結果、約二万の日本軍駐留兵士は、連合軍の空爆にさらされたがティモール島に閉じ込められた状態となった。

当時、東部を統治したポルトガルは、日本軍進駐をポルトガルの領土主権と中立を侵害するものとして外交ルートを通じて抗議したが、日葡国交断絶には至らなかった。日本軍のティモール島占領は終戦まで約三年半続いたが、東ティモールには、空爆による破壊、強制労働による飢餓、「利敵行為をはたらいた」住民の処刑、そして、慰安所や将校のために調達された女性たちなどさまざまな傷痕が残された。一九八〇年代からの散発的な旧日本軍関係者への聞き取りによって、日本軍占領下東ティモールに慰安所が開設されたことは明らかである。キサル島から女性を連行した証言や沖浦出身日本人や朝鮮人やジャワ人「慰安婦」が東ティモールに向かわされたという話もある。しかし、慰安所の位置や規模、ティモール人女性の徴集や扱いなどの詳細は把握されてない。レイプ及び集団レイプ、そして将校の現地妻として拘束された女性たちの実態についても同様である。

(二)被害を語る困難性と支援団体…被害を語ることを困難にしたのは、まず、ポルトガルは日本軍占領期の扱いについて政治決着をつけており、戦後復興したポルトガル政府には被害実態を把握しようとする意志がなかったこと。次に、インドネシアの占領期(一九七五-一九九九年)では一九八九年まで基本的に外国人の入国が許されなかったこと、戦争(抵抗勢力殲滅のための軍事作戦)による混乱、軍事占領下での移動制限、治安当局による人権団体の監視等により、包括的調査の道が開けられていたこと。さらに、東ティモール人抵抗組織におけるジェンダー問題への理解が不十分という問題もある。数年前、シャナナ・グスマン東ティモール民族抵抗評議会議長は、日本軍占領期の性的被害に賠償を求める他国の女性たちを評して、「東ティモールの女性たちならそのようなはしたないことはしない」と発言し、関係者に衝撃を与えた。

現在、日本軍占領期の性暴力被害者(サバイバー)の掘り起こしに取り組んでいるのは一九九七年、インドネシア国軍による暴力の被害者や人権活動家によって設立されたFORK UPERRS(東ティモール女性連絡協議会)という団体だ。また、今年九月に台北で開催された「法廷」検事団会議に、UNTAE(国連東ティモール暫定行政機構)司法部所属の東ティモール人女性判事が二名参加したのは画期的である。「法廷」には日本軍による性暴力のサバイバーが参加する可能性が出てきた。本格的な実態調査の開始は急務であり、そのための国際的支援が必要である。「古沢希代子」

10.21-23	第2回日本軍「慰安婦」問題アジア連帯会議開催(東京)。決議に責任者処罰盛り込む
11/6	細川首相、日韓首脳会談(金沢三大統領)で、日本語の強制使用、創氏改名、慰安婦、強制連行など具体的な歴史事実を挙げ「わが国の植民地支配によって、耐え難い苦しみと悲しみを経験したことについて、加害者として心から反省し、深く謝罪したい」と表明
-	オランダ人被害者4名が、またマレーシアでも8人が補償を求めることを表明、インドネシアで106人が名乗り出る

1994年 ◆翌年の国会「戦後50周年決議」を前に、「侵略戦争」否定発言が検出	
1/25	オランダ人元「慰安婦」・補償など東京地裁に提訴
2/7	韓国提灯協と被害者、日本の検察に責任者処罰を告訴、告発状を伝達(不受理)
5/4	◆永野茂門・法相 インタビューで「慰安婦は程度の差はあるが、米・英軍などでも同じ様なことをやっている。慰安婦は当時の公娼であって、それを今の目から女性べっ視とか、韓国人差別とかはいえない」と発言
5. -	フィリピンで「タスク・フォース」から「リラ・フィリピーナ」に改編
8/13	各紙が「民間基金による見舞金支給」機嫌を報道
11/22	ICJ(国際司法裁判所)が報告書を発表。「慰安婦」被害者に個人補償請求権があると結論

1995年 ◆「戦後50周年決議」を前に、反対する国会議員などの動き	
2.27-3.1	第3回日本軍「慰安婦」問題アジア連帯会議開催(韓国)。日本の民間基金機嫌に反対
6/9	衆議院本会議で「戦後50周年決議」採択
7/19	「女性のためのアジア平和国民基金」発足(以下「国民基金」)。韓国提灯協など内外43団体は反対の声明発表
8/7	中国・山西省の李秀梅さんら4人、東京地裁に提訴(96年2月23日に第二次提訴)
8/15	「国民基金」、主要紙に国民への募金を呼びかける広告を掲載。村山首相の「ごあいさつ」
8. -	インドネシア兵協会の呼びかけで「慰安婦」調査はじまる。2万人以上が名乗り出る
9. -	北京世界女性会議、行動綱領に性奴隷制度被害に「真相究明、加害者処罰、十全な補償」盛り込まれる
10/5	◆村山富市・首相 参議院本会議で「韓国併合条約は当時の国際関係等の歴史的事情の中で法的に有効に締結され、実施されたものである」と認識している」と答弁
12.3-4	「女性のためのアジア平和国民基金」反対!国際会議開催(日本)

1996年 ◆中学の歴史教科書の「慰安婦」「南京大虐殺」記述削除を求める動き	
2/5	「女性への暴力」特別報告者による報告(クマラスワミ報告)で、個人補償の実現、資料開示、責任者処罰など日本政府に勧告
3.28-29	第4回日本軍「慰安婦」問題アジア連帯会議開催(フィリピン)。国民基金反対で結束
4/19	国連、クマラスワミ報告に「東洋を歓迎し、報告に留意」の表現で採択
6/4	◆板垣退三・参議院議員(自民党「明るい日本」国会議員連盟・事務局長) 市民団体の抗議に対し「軍が強制的にやったというのはいやだ。それにお金の支払いがあったはずだ」と発言。元「慰安婦」金相喜さんに「金を受け取ったのか」と聞き返した
6/4	◆奥野浩亮・衆議院議員(「明るい日本」国会議員連盟・会長) 結成総会後の記者会見で「国が強制したことはない。慰安婦は商行為」と発言。中学・高校教科書の「慰安婦」記載を攻撃
6/27	97年度用中学校社会科教科書の検定結果が公表。7冊すべてが慰安婦に関して記述
7/20	「自由主義史観」研究会、「慰安婦」削除の緊急アピール。教科書批判運動の推進を決議
7. -	インドネシアの被害者250名、日弁連に人権侵害救済申し立て
8/14	「国民基金」、フィリピンの元慰安婦に「償い金」支給手続きを開始。橋本龍太郎首相、元「慰安婦」への手紙公表
8/27	同い頃、フィリピンで「女性の人権アジアセンター(ASCENT)」の支援で「マラヤ・ロラズ」が発足(現在100名が登録)
9/13	◆自民党「明るい日本」国会議員連盟総会で、教科書の「慰安婦」「南京大虐殺」記述の削除・訂正を求める決議採択

置き去りにされてきた

日本人「慰安婦」

誰が誰に、どのように移送されたか——海南島の場合

西野瑠美子

「見えない存在」

V.A.W.W.I.N.E.T.ジャパン調査チームは、女性国際戦犯法廷の起訴状を作成するため、各国の被害ケースについて部隊特定や証言の裏付け調査を進めてきた。そうした過程で私たちが直面したのは、いかに日本人「慰安婦」の調査・研究が遅れていたか、ということだった。

日本人「慰安婦」は「言わずもなれた存在」である。しかし同時に、「見えない存在」でもある。アジア各国の女性たちが、姿を現してみずから体験を語ってきたのに比べて、日本人「慰安婦」は固有の姿が見えない。とはいえ、軍関係の資料にも、被害女性たちの語りにも、元軍人や業者の証言にも日本人「慰安婦」は登場しており、それらから「日本人「慰安婦」は強制ではなく遊郭や料理店で働いていた商売の

女性が多かった」、「しかるにアジアの被害女性と同じとはいえない」という概念が形成されてきたように思う。女性の職業や出自などを理由に、日本人「慰安婦」の体験を被害として明確にとらえきれなかったことは、「慰安婦」問題が、長い年月、歴史の沈黙にあった本質に依拠しているのではない。

これまで公表されてきた日本人「慰安婦」の個別証言には、たとえば台湾やトラック島、パラオの海軍慰安所に行った城田すず子さんの例（『マリヤの賛歌』）かたいた出版部・一九七一年）や、沖縄の辻遊郎にいた尾崎（芸妓）の上原栄子さんが第三軍の下にあった野戦防疫給水部の慰安所に入れられ、同じ辻遊郎の「若狭」の女性たちが第三軍の司令部と同行させられた例（『辻の華』戦後編、時事通信社・一九八九年）などがあるが、これらも「職業にあった女性たち」といった理由で、その被害は除外され、いかに注目されてこなかったように思う。ただし、沖縄の慰安所については、現地沖縄の女性たちが中心になり地道な調査を重ねて、慰安所マップを作成した（『第五回全国女性史研究交流のつどい』報告集・六ペー

ジ）。

V.A.W.W.I.N.E.T.ジャパン調査チームは、日本人「慰安婦」が置き去りにされてきた理由に注目し、個別ケースの分

SEKAI 2000.12

析・調査に取り組んできた。詳細な報告はV.A.W.W.I.N.E.T.ジャパン編集「慰安婦・戦時性暴力の実態」収録の「日本人「慰安婦」」（筆者）、「沖縄の「慰安婦」」（浦崎成子）にゆずることにして、ここでは台湾拓殖株式会社関係の資料をもとに、日本人「慰安婦」が海南島に設置された海軍慰安所に送られたケースに絞って、それが誰によりどのような手立てで進められたのか、その徴集システムについて紹介したいと思う。

日本人「慰安婦」とは誰なのか

本論に入る前にまず、日本人「慰安婦」とは誰であり、どのように徴集されたのかを整理してみたい。

一つは、公娼制度下にあった女性たちが「被替え」したケースである。内務省警保局は、戦地の慰安所に送る女性、すなわち「被替え」を目的とする「被替え」の渡航について、①現在内地において娼妓その他事実上の被替えを営んでいる者、②満二十一歳以上であること、③花柳病その他の伝染性疾患の無い者、という「条件」をつけていた（ただし、この内務省警保局長の通達には、「慰安婦」不足を補うことを優先してか、特別を認めている。第一次上海事変時や第二次上海事変時、南京事件を前後して強かんが多発したことをきっかけに、慰安所が拡大設置されていく時期に日本から徴集された多くは、九州の遠賀川やいせに密集していた遊郭の女性であったり、大阪の松島遊郭や飛田遊郭、神戸の福原遊郭などから、

借金を肩代わりしてもらい軍隊慰安所に「被替え」した女性たちだった。これらの女性たちは、軍が指定した業者が経営する慰安所にいたが、特別な状況でなかった限り、借金が抜けたあとは自由の身になった。

二つめは、貧しい農村の娘たちが、生活苦のもとに口べらしたために身売りされた、いわゆる「親出」の女性たちである。とくに天津や東北の娘たちが、女衞や周旋業者の手を介して慰安所に送られた。とはいえ、これらの女性たちのすべてが、本人が「慰安婦」になることを承知していたわけではなく、漢口慰安所に送られた女性の中には「こんなところでこんなことをさせられるとは知らなかった。帰りたい。帰らせてくれ」と、せきあげて泣いたという記述もある。

三つめは、だまされて「慰安婦」にされたケースである。「兵隊さんの身の回りの世話」とか、事務やタイピストの仕事と偽った勧誘にのせられた者、「慰安所」という名のもとに応募して慰安所に送られたケース、従軍看護婦などほかの仕事にあった女性が「慰安婦」にされたケースなどである。このように、日本人「慰安婦」が慰安所に送られる経緯はさまざま形態があったが、特筆しなければならぬことは、「忠君愛国」の精神がたくみに利用されたことであつた。「こんな私であつてもお国のために役に立つのなら」とか「死ねば戦死公報が家族に届けられ、靖国神社にまつてもらえる」といった「愛国心」でみずからを納得させていた話は、たびたび見聞するものである。

海南島海口へ送られた日本人女性

一九三九年二月、日本軍は海南島を占領した。二月一日に陸軍飯田支隊は海口を占領し、二日に海軍陸戦隊が三亜、榆林、崖県などを占領している。海口には海軍の司令部が置かれ、第二軍下台湾混成旅団の飯田支隊が駐屯した。海南島は、英領マレー、仏領インドシナ、蘭領インドネシア、フィリピンに進出する、いわゆる南進基地として最適な位置にあり、加えて軍需資源たる鉱物資源が豊富だったことから、海軍は以前から関心を抱いていた。実際、海南島攻略が御前会議で決定されたのは一九三九年一月三日のことだった。海南島の占領計画は、陸軍・海軍・外務省の三省連絡会議で立案され、三九年四月二日には、陸軍大臣、海軍大臣、外務大臣のあいだで「海南島政務暫定処理要綱」が決定され、三省の協調で「治安ノ確保」、「重要資源ノ調査、獲得」に努めることが約束された。だが実際は海軍主導であつた。

この海南島占領政策に、台湾総督府は深くかかわっていた。後方の治安維持において台湾総督府は、海軍の要請で四二年までに四回にわたり警察官を派遣しており、海南島における慰安所開設については、台湾総督府と台湾拓殖株式会社（以下、「台拓」）が、建設、業者の選定、「慰安婦」移送などにかかわっていた。

台拓の「海南島建築事業概要」には、「海南島二於ケル吾社ノ建物事業ハ現地三省連絡会議ノ要望事項トシテ台湾総督

にしの・るみこ 一九五二年生まれ。ルポライター。V.A.W.W.I.N.E.T.ジャパン副代表。著書に「日本人「慰安婦」を求めて」（マスコミ情報センター）、「従軍慰安婦と十五年戦争」（明石書店）ほか。

府ヲ通ジ吾社ニ申入レタルモノ」とあり、慰安所設置にかんする依頼も例外ではなかった。同年三月、台拓は海口の海軍情報部長より台湾総督府海軍武官室を通じて、慰安所建設の依頼を受けた。「建設準備ニ着手セシメタリ」と記される文書には、「料理屋及慰安関係業者各二十名ヲ收容シ得ル」パラック・平屋建築棟（建坪各五三坪半）とある。

台拓は、台湾総督府より、海南島に送る「慰安婦」徴集を依頼された。四月四日付け文書には、海南島海軍慰安所にかんして台湾総督府の木原調査課長から高山理事に、左記のように「慰安婦」九〇人の派遣依頼があったことが記されている。

芸妓 一〇人
芸妓兼娼妓 三〇人
娼妓 五〇人 計九〇人

台拓は「差し当たり、花月と竹之家の芸妓一〇人を派遣することとし、四月八日、「慰安婦」や業者をよむ慰安所関係者を基隆港から送り出した。それについて台拓の社長・加藤恭平は、台湾総督府の総務長官・森岡二郎に宛てて、「特要員」を派遣したことを四月二日付けで報告している。ここに記されている「特要員」は、慰安所経営者三

名、芸妓四名、酌婦七名、仲居二名、料理人一名、雑役二名であるが、芸妓と酌婦一名は姓名から見て日本人女性であることは明らかである。

この女性たちはどこから集められたのか。それを推測する手立てとして「台拓関係海南島渡航者人名表（六月十九日現在、帰還者ハ除ク）」を見ると、一名のうち八名は慰安所経営者・奥田基三郎、奥田サノと同じ住所（台北市七星郡北投庄北投一七三）が記載されており、歴史学者の駒込武氏はこれについて「台北郊外の北投は温泉街として軍人や高級官僚の「遊興地」となっていた地域であり、北投の貸座敷等の一部が海南島に移動することになったと推測できる」と語っている。

徴集システム

前出の資料などをもとに、海口の海軍慰安所の設置・運営について海軍、陸軍、外務省、台湾総督府、台湾拓殖株式会社、慰安所経営者の関係を整理してみると、

一、慰安所設置を決定したのは三省連絡会議、すなわち陸軍・海軍・外務省である。

二、慰安所の建物の建築について台湾拓殖株式会社に依頼したのは海軍である。

三、慰安所の建物を建築したのは台湾拓殖株式会社である。

四、「慰安婦」の徴集にかんしては台湾総督府が台湾拓殖株式会社に依頼した。

五、それを受けて台湾拓殖株式会社は慰安所経営者の選定と「慰安婦」徴集を請け負った。

六、台湾拓殖株式会社は「慰安婦」を集めるために貸座敷の経営者に声をかけ、経営者は渡航にかかる費用三万円を台湾拓殖株式会社に融通してもらった。

七、経営者は慰安所の建物の使用について台湾拓殖株式会社と賃貸契約を結んでいた。

このケース以外にも、台拓は海南島三亜の海軍慰安所にも「特要員」を送っている。これも海軍から台湾総督府海軍武官室を通じて台拓に依頼されていることは、大西文一「台拓事業課長が、台湾総督府臨時南支調査局理事・今川淵に宛てて「昭和四年四月二日附台海機密第二八五ヲ以テ海軍武官室ヨリ貴局ヲ通ジ御照會有タル頭書ノ件ニ関シテハ別紙ノ通り手配致シ居候ニ付御了承。成下度此段御報告申上ル」と報告していることから明らかである。以上のように、慰安所設置や「慰安婦」徴集は、軍・企業・外務省と、国家総ぐるみで行われていたのである。

おわりに

いうまでもなく、日本人女性が「慰安婦」にされたのは、このケースにとどまるものではない。多数の日本人女性が、中国をはじめアジア各地で将兵相手の「慰安婦」を体験していた。しかし、日本国内で「慰安婦」体験を明らかにしたの

首席検事パトリア・V-セラーズに聞く 「社会的な死」を招く性奴隷制

聞き手・松井やより



Patricia Viseur-Sellers

1954年米国バージニア州生まれ。ペンシルバニア大学法学部で刑法と国際法を学ぶ。弁護士事務所を立ちあげ、ブラジルで人権、女性プログラム、欧州連合で東南アジア（タイ、ビルマ）担当。94年旧ユーゴスラビア国際戦犯法廷のジェンダー担当法律顧問。「女性国際戦犯法廷」の3人の首席検事（全員女性）の一人で、7月マニラでの検事会議に出席したとき、「私は個人の資格ではなく、旧ユーゴ法廷の正式な許可を受けて来ました。それは旧ユーゴ法廷が女性法廷を公に支持することを意味します」とあいさつ。ルワンダの国際戦犯法廷のジェンダー犯罪特別法律顧問も兼務。世界的に有名になった東独逸人権責任者として終身刑判決を受けたアカイエス事件も担当。将来も性暴力の問題に取り組み続けたいという。

「女性国際戦犯法廷」が救く「慰安婦」問題について、どのように知ったのですか。
セラーズ 本格的に関心をもち始めたのは、旧ユーゴ国際戦犯法廷の仕事をするようになって、戦時性暴力について、とくに刑法と国際法の面から資料を集めていたときです。国際法律家委員会（ICC）報告書を読んで「慰安婦」問題の詳しい内容が初めてわかったのです。九四

年に出たあの報告書はとても参考になりました。そのおかげでジェンダー犯罪担当法律顧問の仕事がやりやすくなりました。自分の仕事をどうやらよりよくなりました。それから「慰安婦」制度は旧ユーゴやルワンダでの性暴力とは比べものにならないほど大規模で組織的でしたから。報告書を書いた一人のティナと一緒に仕事をするとはいえませんでした。

「マニラ会議で最初のあいさつのときに、奴隷制は自由の反対であり、奴隷化は犯罪」と強調され、性奴隷制をアフリカ系米国人として自分の問題のように受け止めておられました。その性奴隷制の被害者である「慰安婦」と会ってどう感じられましたか。
セラーズ マニラ会議で初めて直接会いました。旧ユーゴやルワンダの法廷で証人となった被害女性と話すときと同じように感じました。性奴隷にされた女性たちも何も特別ではなく、同じ人間です。今回マニラで会った六、七〇代の女性たちはおしなべて美容整形を行ったばかりのヘアスタイルで、ある人は元気で、ある人は人生に疲れていて……。みんなが歌を歌い、そのあと一人が独唱しているときに、泣いている人も多かったです。恐らく何十回となく聞き、歌った歌でしようが、胸の中にしまわれたつらい記憶を新たにそれを涙と一緒に吐き出していったのでしようか。歌詞はわかりませんでした。心に深く響きました。

SEKAI 2000.12

は、前述の二人の日本人女性と、在日韓国人の宋神道さん、ベ・ボンギさんの四人だけではないだろうか。在日朝鮮・韓国人の女性のなかにも「慰安婦」被害女性はいくつとなく思われるが、そうした女性たちも口を閉ざしている。
ほかのアジアの女性に比べて、日本人女性が、日本に暮らした女性たちが名乗り出られないのはなぜなのか。一つは、戦後、日本人がみずから手で「慰安婦」問題を載せてこなかったからであり、そのために実態調査だけでなく、この問題の本質を解明することが遅れたことである。二つめは性暴力にまつわる特有の沈黙が、被害者と日本社会を支配し続けていたことである。三つめは、それが女性に対する暴力であることと見えるジェンダー視点の欠如である。小林よしのり氏は漫画「新ゴーマニズム宣言」の中で、日本人の女性も「満州にソ連軍が攻めてきた時」強かんされたが、「これらの日本人女性はその後、貝のように口を閉じ、決して語らず胸に秘め、その事実すらなかったかのように振舞っている。日本の女は凄惨！ わしはこのように日本の女を誇りに思う」（読みやすさのために句読点は補った）、と述べている。氏の「誇り」とは、強かんされても沈黙する女性なのだ。この視線こそ女性に対する暴力の最たるものであり、性暴力被害者に沈黙を強いてきた男性中心の論理以外の何ものでもない。

四つめは、「慰安婦」問題を、処女か売春婦か、または強制か自由意思かにおいてとらえようとする視線である。これらは「慰安婦」問題を犯罪から「名誉」の問題へとすり替えてきた員操イデオロギーの支配を受けているものであり、日本人「慰安婦」の調査の遅れもまたこれに起因していた側面を否定できないだろう。
日本人「慰安婦」にかんする調査や、それをめぐるイデオロギー支配を解明していくことは、私たちの重要な課題であり、女性国際戦犯法廷がジェンダーの視点で「慰安婦」制度の責任者を明らかにしようとする意義はここにある。

注

- (1) VAWW-NET Japan編集「慰安婦・戦時性暴力の実態」（金子子・宋連玉責任編集、緑風出版社・近刊予定）
- (2) 朱徳蘭編集「台湾慰安婦調査と研究資料集」中央研究院中山人文社会科学研究所
- (3) 吉見義明編集「解説「慰安婦」資料集」支那渡航婦女の取扱に関する件（内務省警務局長一九三八年二月三日）、大月書店・一九九二年
- (4) 長次健一「漢口慰安所」一四七頁、図書出版社・一九八三年
- (5) 防衛庁防衛研究所戦史室編「戦史叢書・中国方面海軍作戦（一）」朝雲新聞社・一九七四年
- (6) 藤原彰「満州島における日本海軍の「三光作戦」、李刊「戦争責任研究」第二四号、日本の戦争責任資料センター・一九九九年夏季号
- (7) 「海南島海軍慰安所の件」、出典は（2）に同じ
- (8) 駒込武「台湾植民地支配と台湾人「慰安婦」、出典は（1）に同じ
- (9) 「人員並二物質輸送ノ件」、出典は（2）に同じ

「慰安婦」として自分の問題のように受け止めておられました。その性奴隷制の被害者である「慰安婦」と会ってどう感じられましたか。
セラーズ マニラ会議で初めて直接会いました。旧ユーゴやルワンダの法廷で証人となった被害女性と話すときと同じように感じました。性奴隷にされた女性たちも何も特別ではなく、同じ人間です。今回マニラで会った六、七〇代の女性たちはおしなべて美容整形を行ったばかりのヘアスタイルで、ある人は元気で、ある人は人生に疲れていて……。みんなが歌を歌い、そのあと一人が独唱しているときに、泣いている人も多かったです。恐らく何十回となく聞き、歌った歌でしようが、胸の中にしまわれたつらい記憶を新たにそれを涙と一緒に吐き出していったのでしようか。歌詞はわかりませんでした。心に深く響きました。

あの時来ていたのは、「慰安婦」だけでなく、男たちが虐殺され、女たちは集団強かんされたマニラ村のローラ（おばあさん）たちでした。私もあの村を訪ねてお互いが励ましあっている姿に打たれました。
セラーズ あのローラたちを見ていて、自分の母親や祖母のことを思い出した。旧ユーゴやルワンダの女性たちの話を聞いていても、彼女たちが受けた非道なことは、私の妹にも、あるいは私自身にも起こり得たかも知れないという感じがするのです。

私は各国で何人もの「慰安婦」に会って直接話を聞きましたが、だしかに日付や地名などは忘れたらいいまいだったります場合も多いです。それで「慰安婦」の証言を信用できないとたたかれます。けれども、運行されて初めてレイプされたときのことはみな実にはつきりと覚えていたのです。
セラーズ 旧ユーゴ法廷で起訴した性暴力のケースで、心理学者もいっていましたが、最初の体験とか何か特別の体験だけを人間は記憶すると。それ以外の体験はぼやけてしまいが、記憶していることは本当のことだということです。「慰安婦」の場合、つらいので何とか忘れたいと思っている記憶を忘れることができない。それが苦しいのでしよう。

だ、などと自分を弁解します。ホームレスの人々に彼らは好きであらう生活をしてるんだ、ストリート・チルドレンにお金をやっても酒を買ったか。あの神社で男性の態度も、相手の女性たちを人間と思っていないので、彼女たちが何を考えているのか、感じているのか想像できないのです。
セラーズ（女性差別）とレイシズム（人種差別）ですね。彼らにとって、朝鮮人や中国人の女性も人間と見られなかったものでしょう。

セラーズ その通りです。文化が違い、民族が違えば同じ人間とは思えない。社会がそのように刷り込んでいくのです。日本社会もそのように教えているのではないですか。日本人は日本から遠いアジアの人々ほど人間以下と見下していますね。
セラーズ その通りです。奴隷はまさに人間以下ですが、性奴隷にされた「慰安婦」は人間ではなくされたというところでしょうか。

セラーズ 日本軍が犯したのは性奴隷制犯罪ですが、奴隷とは何か。ある米国の学者が奴隷制の歴史から、奴隷は自己のアイデンティティを奪われる。それは「社会的な死」だと定義しています。社会的に死んでいく、つまり、人間という存在ではなくなっていく。アメリカの奴隷法の前で人間ではなかったのです。「慰安婦」その他の場所での性奴隷にされた女性たちも社会的に死んだ存在にさせられていました。韓国の「慰安婦」は故国へ帰ることもなかった、帰っても家族のもとにもとどらなかったそうですが、彼女たちは心や体に傷を負っただけでなく、社会的に死んでいったのです。
セラーズ 沖縄には一〇〇〇人といわれる女性が朝鮮半島から連行されて一三〇ヶ所以上の慰安所に閉じ込められたのですが、ほとんどの女性が激しい地上戦に巻き込まれて死にました。沖縄には二十数万人の戦死者の名前が全部刻まれている「平和の礎」という広大な記念碑がありますが、彼女たちの名前はありません。それで、六月に開かれた国際女性サミットの参加者は、名前が刻まれている石に花を供えてきました。彼女たちは肉体的に死んだとしてもアイデンティティを失った

とられた無名の存在にされたのです。
セラーズ レイプされると死んでいくという感覚にとらわれるといえます。この死の感覚は最も残酷な拷問だと思えます。あるルワンダの女性が話していました。強かんされたとき、自分はどう死んだと感じた。男が自分を部屋から引きずり出したとき、死体になった自分が引きずられていく感じだったと。「慰安婦」は毎日毎日何度も何度も死んだという感じがしたでしよう。社会的な死という苦しみを受けたのです。

セラーズ そのような悲惨な性奴隷制について、日本政府は責任をどうとらえようとしませんが、クマラスワミ報告やマクドゥーガル報告がそれを批判しています。

セラーズ 両方とも大変内容豊富な重要な報告です。とくに、マクドゥーガル報告は性奴隷制について、「慰安婦」から最近のシエラレオネまでこの五〇年間を振り返っています。
セラーズ 時間的にも歴史的にも大変包括的ですが、「慰安婦」制度について補償と処罰の両

方が必要だとはっきり書いてあります。それで、V.A.W.W.I.N.E.T.ジャパンは全訳して日本語版を出したのです。

セラーズ それはすばらしい。振り返ってみると、このような報告が出るなどとは五年前には考えられなかった。当時旧ユーゴ法廷で関連資料をみても、拷問に関する特別報告者の報告の注に「レイプは拷問の一形態であるとも考えられる」などと数行書かれていたぐらいです。今は性暴力が戦争の形態であるともみなされるようになりました。クマラスワミ報告も、戦時性暴力と政府の関係について書いてあり、やはり貴重です。

二つの報告は旧ユーゴ法廷にも参考になったでしょう。

セラーズ そうです。旧ユーゴの武力紛争下での強かんや性奴隷制をくわしく調べて、訴追したのです。収容所では強かんと性拷問のケース、性奴隷制では女性たちが数ヶ月間アパートに閉じ込められて強かんされたケースなどです。

問題にとっても重要な進展ですね。

セラーズ 旧ユーゴの性奴隷制についても「慰安婦」に起こった被害のすさまじさを考えれば比較になりません。「慰安婦」制度はこれまでにもっときちんと調査し訴追されるべきだったと痛感します。しかし、もうおそいのです。加害者が死んでいる場合は刑事訴追はできない。それだけに、象徴的に救う「女性国際戦犯法廷」の意味があると思います。

それで、旧ユーゴ法廷の現役法律顧問なのに、検事を引き受けられたのですか。

セラーズ 「女性国際戦犯法廷」が少しでも被害女性の傷をいやすことができればと思うのです。そのために、とくに強く感じることはこの「慰安婦」制度の真相を明らかにすることがどんなに大事かということです。とにかく「慰安所」の事実だけで十分過ぎるほど恐ろしいのです。誇張する必要など全くないぐらい恐ろしい。起訴状を書くために各国からの資料を読んで、こまかなことを知れば知るほど改めて恐怖感を持ちました。

たといえどこういうことでしょうか。

(二〇〇〇年九月一七日 台北で)

●特集・戦時性暴力——市民による審判へ

被害の「記録」を「記憶」に

「ビデオ塾」の活動から 山岡優子

●はじまりは姜徳景さんの追悼ビデオ

一九九七年四月から「ビデオ塾」は活動を開始した。九七年二月に亡くなった韓国の元「慰安婦」姜徳景さんの追悼ビデオ「私たちは忘れたい——追悼・姜徳景ハルモニ」を作ったことがきっかけだった。ビデオ・ジャーナリストや韓国の「ナヌムの家」が撮影した8ミリの映像を集め、韓国人留学生にボランティアで翻訳をお願いした。編集、テロップ(字幕)作り、台本書き、効果音の選曲、ナレーション録りという初めて体験する作業を、手間と時間をかけて共同で行った。

追悼集会での初上映に対する評判は予想以上に良かった。素人でもこのような作品を作れるのだという達成感から、次は自分たちで撮るところから関わりたい

当初は六名だったメンバーも、現在は一六名に増えた。秘書、ディレクター、編集者、コピーライター、団体職員、学生、主婦など、さまざまな職業の女性たちが集まる。

関心のあるテーマも、「慰安婦」問題、「戦争花嫁」、老人介護、女性障害者、家庭内暴力、国際養子、沖縄など多種多様な。映画やビデオ作品、テレビ番組を観る、ディレクターやカメラマン、ビデオジャーナリストなどを招いて話を聞く、各自が撮った映像を合評する——などの「学習活動」が続いている。

九八年に入ってからビデオ作品を作り始めた。撮影や編集技術は作品を作りながら身につけ、これまで六本の作品を完

成させた。いずれも集会や授業などで上映されることを想定した短編だが、国内の自主ビデオを作っている人々の間で「ビデオ・アクティビズム」のわかりやすい実例」として関心を持たれ、映画祭やワークショップから声がかかるようになってきた。

●性暴力の被害者の証言を記録する

今春完成した「メッセージは海を越えて——ビデオ塾の英語版制作入門」(二〇分)は、「ビデオ塾」の活動と二月に開かれる「女性国際戦犯法廷」のPRを兼ねた、最新作である。「ビデオ塾」の映像記録入門(一七分)は、「慰安婦」問題のNGOや研究者向けのビデオ撮影マニュアルで、撮影することを身近に感じてもらいながら、戦争の記録を映像で残すことを呼びかけるために作ったものだ。

SEKAI 2000.12

「慰安婦」被害者の記録は、韓国、中国、マレーシア、ビルマ、日本国内で撮影し、「ひとつの史実——海南島「慰安婦」の証言」(四分)、大娘たちの記憶——中国・山西省第七次聞き取り調査報告(二分)、「ビルマに消えた「慰安婦」たち」(二分)として作品化させた。姜さんの追悼ビデオと海南島ビデオは英語版を作り、海外のNGOからの要請に応えた。

性暴力の被害者からその体験を聞くというのは、語る人にとっても、聞く人にとっても相当な勇気と心の準備が必要である。証言と言っても、どのように質問を切り出せばよいのか悩む。当時、どんな暮らしだったのか、日常をどのように引きしぎられたのか、誰がやってきたのか、被害を受けたときの気持ちはどうだったのだろうか……。

待てるだろうか。辛い体験を聞く資格や権利が私たちにあるのだろうか。被害者から「あなたたちは私に何をしてくれるの?」と問われ、返答に困ったメンバーもいる。カメラを回しながら、自分たちの無力感にさいなまれる。

だが辛い体験でも、語り、伝えたいという人がいれば、その声を、表情を、語りを映像として残し、多くの人と分かち合うことが、私たち撮影した側の責任だと思う。撮影しただけでは記録にならない。テープを編集し、人々の目に触れさせ、その記憶にとどめることで、初めて記録となるのではないか。

●法廷に向けて五本同時制作中

二月の「女性国際戦犯法廷」では、調査チームの一員として映像記録を撮っている。日本軍元兵士の戦争体験を通して慰安所や戦場強かんの実態を聞く一方で、中国・武漢、北朝鮮、インドネシア、ビルマの元「慰安婦」の女性たちから新たに被害証言を聞く。

また、旧ユーゴスラビアの戦争被害女

やまおか・ゆうこ フリーランスのライター。V.A.W.W.I.N.E.T.ジャパン会員。「ビデオ塾」発足時からメンバー。現在、旧ユーゴの作品を製作中。

性をサポートしているNGOを取材した映像もまとめている。法廷当日にインターネット中継をするための準備を進めている。

これまで、戦争の映像記録といえば、資金や人材、機材を持つ大きな組織の独壇場か、そうでなければ、多くの人からカンパを募らなければならなかった。しかし、近年、安価で高性能のホームビデオやコンピュータの編集ソフトなどによって、戦争の映像記録は個人でも可能になった。戦争被害者の悲しみや怒りを沈黙のまま時間とともに葬り去るのではなく、映像記録を残すことで、多くの人々に戦争犯罪とは何かを考えてほしい。姜徳景さんのビデオに「責任者を処罰せよ」という彼女のメッセージが出てくる。私たちはこの言葉と常に対峙してきた。法廷を機にあらためて多くの人の記憶に刻みたいと思う。